

2 申請書の記載方法

1 作成に当たって

許可申請書は、申請者が許可の要件に合致するかを判断するものですので、誤りや記入漏れ等のないように、正確に記載してください。書類の記載事項に不備があったり、申請内容に疑義が生じたりした場合は、申請書の補正や資料の追加提出を求める場合があります。

また、建設業法13条により許可申請書類等は公衆の閲覧の供されることとなりますので、文字は丁寧に記載してください。

2 一般的注意事項

(1) 各申請書の□□□で表示された枠(以下「カラム」という。)内に記入する場合には、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

- ・濁音、半濁音を含む文字は1文字として記入 例)

イ	バ	ラ	キ
---	---	---	---
- ・「数字」は右詰めで記入 例)

		0	0	1	2
--	--	---	---	---	---
- ・「文字」は左詰めで記入 例)

茨	城	建	設	(株)		
---	---	---	---	---	---	---	--	--

(2) 特に記載例に指示がない場合、各様式の「申請者」の欄には会社名、所在地及び代表者名を記入し、代表印(法人の場合は登録している代表者印、個人の場合は実印)を押印すること。

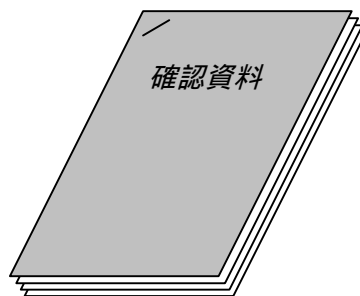
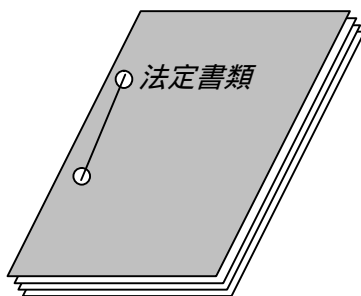
(3) 法定書類はすべてA4用紙で作成すること。

(4) 文字は黒のボールペン又はペンで、楷書で記入すること。

(5) 訂正は2本線で抹消する方法により行い、証明事項、許可の要件に関する事項等重要な事項を訂正したときは、訂正権限のある者の訂正印を押印すること。

(6) 申請書は、本店を所管する土木事務所に持参して提出すること。なお、土木事務所で申請書の確認をするので、提出の際は、申請内容を十分理解し、間違いを修正できる者が持参すること。

(7) 申請書は下図のように法定書類と確認資料に分けて提出すること。



- ・表紙等は不要
- ・左側をひも綴じにすること。
- ・法定書類以外のものを綴じないこと。

- ・ホッチキス・クリップ等で確認資料ごとにまとめること。

3 財務諸表（様式第15号～第19号）の作成について

財務諸表の作成に当たっては、次の点に注意してください。

(1) 財務諸表は、下表の区分に従って、作成すること。

	株式会社		その他の 法人	個人
		特例有限会社		
第15号 貸借対照表				-
第16号 損益計算書、完成工事原価報告書				-
第17号 株主資本等変動計算書				-
第17号の2 注記表				-
第17号の3 附属明細書	1	-	-	-
第18号 貸借対照表	-	-	-	
第19号 損益計算書	-	-	-	
事業報告書 2		-	-	-

1 附属明細書は資本金1億円超又は最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社（特例有限会社を除く）が対象

2 事業報告書は任意の様式になります。営業の概況（当期の営業の成果、対処すべき課題等）や会社の概況（主要な事業内容、主要な営業所等、従業員の状況等）を記載してください。

(2) 記入する際は、千円未満切り捨てで記載すること（ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合「千円」とあるのは「百万円」として記載すること）。

(3) 経営事項審査を申請する場合は、「税抜き方式」で作成すること。ただし、消費税非課税事業者においては「税込み方式」で作成すること。

(4) 法人の新規設立で、決算期末到来の場合、下図にならい、開始貸借対照表を作成すること。

開始貸借対照表			
商号			
年 月 日現在			
資産の部		純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産		株主資本	
現金	5,000	資本金	5,000
合計	5,000	合計	5,000

第1号 建設業許可申請書

様式第一号（第二条関係）

不要なものは消す。

建設業許可申請書

この申請書により、建設業の許可を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

この申請書により許可を申請する者のほかに申請書又は添付書類を作成した者がある場合（代理申請の場合）は、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印する。

平成 21年 4月 1日

記入しないこと。

地方整備局長
北海道開発局長
茨城県 知事 殿

申請者 茨城県水戸市笠原町978-6 茨城建設(株) 代表取締役社長 茨城 太郎 印

行政庁側記入欄

大臣 知事 コード

許可番号 国土交通大臣 許可（般 - ）第 号 平成 年 月 日

申請の区分 (1 新規 2 許可換入新規 3 般・特新規 4 業種追加 5 更新 6 般・特新規+業種追加 7 般・特新規+更新 8 業種追加+更新 9 般・特新規+業種追加+更新)

申請年月日 平成 年 月 日

許可の有効期間の調整 (1. する 2. しない)

一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次頁の記載要領に示された略号のカラムに記入すること

カタカナで記入し、濁音又は半濁音を含む文字は1文字として記入する。法人の種類を表す略号にはフリガナを振らないこと。

主たる営業所の所在する市町村コードを記入すること（記載要領参照）

千円単位（千円未満切捨て）で、右詰めで記入すること（個人の場合は記入不要）

この申請書により、すでに受けている許可の全部を同時に更新し、許可の有効期間を一本化する場合は「1」を記入し、それ以外の場合は「2」を記入すること。

法人の種類を表す略号を用いて記入すること。

カタカナで記入し、濁音又は半濁音は1文字として記入する。姓と名の間に1カラムあけて記入すること。

市町村コードによってあらわされる市町村に続く町名、地番を記入すること（市町村名は記入しない。「丁目」、「番」、「号」については「-」（ハイフン）を用いて記入すること。

業種カラム: 土 2, 建 2, 大 2, 左 2, と 2, 石 2, 屋 2, 電 2, 管 2, タ 2, 鋼 2, 筋 2, ほ 2, し 2, ゆ 2, 板 2, ガ 2, 塗 2, 防 2, 内 2, 機 2, 絶 2, 通 2, 圓 2, 井 2, 具 2, 水 2, 消 2, 清 2

名称 茨城建設(株)

個人フリガナ イバラキ タロウ

又 は 氏 名 茨城 太郎

都道府県名 茨城県

市区町村名 水戸市

所在地 笠原町 9786

郵便番号 310-8555

電話番号 029-301-4334

ファックス番号 029-301-4339

総額 50000 (千円)

建設業以外に行っている営業の種類 2 (1. 有 2. 無)

許可換えの区分 (1. 大臣許可 知事許可 2. 知事許可 大臣許可 3. 知事許可 他の知事許可)

大臣 知事 コード

旧許可番号 国土交通大臣 許可（般 - ）第 号 平成 年 月 日

役員及び営業所については別紙による。

連絡先 所属等 総務課 氏名 水戸 花子 電話番号 029-301-0000

ファックス番号 029-301-0001

項番 15, 16 は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し、新規に許可を申請する場合に記入すること
「旧許可番号」及び「旧許可年月日の欄は のように空位のカラムには「0」を記入し、許可年月日が複数ある場合は、そのうち最も古いものを記入すること。

申請内容にかかる行政庁からの質問等に回答できるものについて、その所属、氏名、電話番号、FAX 番号を記入する。

記載要領

- 1 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、「国土交通大臣 知事」及び「一般特」については、不要のものを消すこと。
- 2 「申請者」の欄は、この申請書により許可を申請する者（以下「申請者」という。）の他にこの申請書又は添付書類を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 太線の枠内には記入しないこと。
- 4 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□□12 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA建設工業□□ のように左詰めで記入すること。
- 5 02「申請の区分」の欄の「許可の有効期間の調整」の欄は、この申請書により許可を申請する時に、既に許可を受けている建設業の全部について許可の更新の申請を行い許可の有効期間の満了の日を同一とする場合は「1」を、しない場合は「2」をカラムに記入すること。
- 6 04「許可を受けようとする建設業」の欄は、この申請書により許可を受けようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工業業（土）	鋼構造物工業業（鋼）	熱絶縁工業業（絶）
建築工業業（建）	鉄筋工業業（筋）	電気通信工業業（通）
大工工業業（大）	ほ装工業業（ほ）	造園工業業（園）
左官工業業（左）	しゅんせつ工業業（しゅ）	さく井工業業（井）
とび・土工工業業（と）	板金工業業（板）	建具工業業（具）
石工業業（石）	ガラス工業業（ガ）	水道施設工業業（水）
屋根工業業（屋）	塗装工業業（塗）	消防施設工業業（消）
電気工業業（電）	防水工業業（防）	清掃施設工業業（清）
管工業業（管）	内装仕上工業業（内）	
タイル・れんが・ブロック工業業（タ）	機械器具設置工業業（機）	

- 7 05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄は、この申請書により許可を申請する時に既に許可を受けている建設業があれば6と同じ要領で記入すること。
 なお、更新の申請の場合は、04「許可を受けようとする建設業」の欄及び05「申請時において既に許可を受けている建設業」の欄の両方に記入すること。
- 8 06「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
 なお、株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないこと。
- 9 07「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。

例 C株 D A建設
 B建設 C有 D □□

種類	略号
株式会社	（株）
特例有限会社	（有）
合名会社	（名）
合資会社	（資）
合同会社	（合）
協同組合	（同）
協業組合	（業）
企業組合	（企）

- 10 08「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はハのように1文字として扱うこと。
- 11 09「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。また、「支配人の氏名」の欄は、申請者が個人の場合において、支配人があるときは、その者の氏名を記載すること。

12 10 「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、下表により、主たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ主たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

08201	水戸市	08221	ひたちなか市	東茨城郡		結城郡	
08202	日立市	08222	鹿嶋市	08302	茨城町	08521	八千代町
08203	土浦市	08223	潮来市	08309	大洗町		
08204	古河市	08224	守谷市	08310	城里町	猿島郡	
08205	石岡市	08225	常陸大宮市			08542	五霞町
08207	結城市	08226	那珂市	那珂郡		08546	境町
08208	龍ヶ崎市	08227	筑西市	08341	東海村		
08210	下妻市	08228	坂東市			北相馬郡	
08211	常総市	08229	稲敷市	久慈郡		08564	利根町
08212	常陸太田市	08230	かすみがうら市	08364	大子町		
08214	高萩市	08231	桜川市				
08215	北茨城市	08232	神栖市	稲敷郡			
08216	笠間市	08233	行方市	08442	美浦村		
08217	取手市	08234	鉾田市	08443	阿見町		
08219	牛久市	08235	つくばみらい市	08447	河内町		
08220	つくば市	08236	小美玉市				

13 11 「主たる営業所の所在地」の欄は、12により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば霞が関2-1-13のように記入すること。

14 12 のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば03-5253-8111のように左詰めで記入すること。

15 13 「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないこと。

16 15 「許可換えの区分」の欄並びに16「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、現在許可を受けている行政庁以外の行政庁に対し新規に許可を申請する場合にのみ記入すること。

「旧許可番号」の欄の「知事大臣コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（110頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「旧許可番号」及び「旧許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

記載要領

- 1 太線の枠内には記入しないこと。
- 2 □□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように左詰めで記入すること。
- 3 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、営業しようとする建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	ほ装工事業（ほ）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゅんせつ工事業（しゅ）	さく井工事業（井）
とび・土工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

「変更前」の欄は、既に営業している建設業がある場合は同様の要領により記入すること。

- 4 8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、下表により、従たる営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。
「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ従たる営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

0 8 2 0 1 水戸市	0 8 2 2 1 ひたちなか市	東 茨 城 郡	結 城 郡
0 8 2 0 2 日立市	0 8 2 2 2 鹿嶋市	0 8 3 0 2 茨城町	0 8 5 2 1 八千代町
0 8 2 0 3 土浦市	0 8 2 2 3 潮来市	0 8 3 0 9 大洗町	
0 8 2 0 4 古河市	0 8 2 2 4 守谷市	0 8 3 1 0 城里町	猿 島 郡
0 8 2 0 5 石岡市	0 8 2 2 5 常陸大宮市		0 8 5 4 2 五霞町
0 8 2 0 7 結城市	0 8 2 2 6 那珂市	那 珂 郡	0 8 5 4 6 境町
0 8 2 0 8 龍ヶ崎市	0 8 2 2 7 筑西市	0 8 3 4 1 東海村	
0 8 2 1 0 下妻市	0 8 2 2 8 坂東市		北 相 馬 郡
0 8 2 1 1 常総市	0 8 2 2 9 稲敷市	久 慈 郡	0 8 5 6 4 利根町
0 8 2 1 2 常陸太田市	0 8 2 3 0 かすみがうら市	0 8 3 6 4 大子町	
0 8 2 1 4 高萩市	0 8 2 3 1 桜川市		
0 8 2 1 5 北茨城市	0 8 2 3 2 神栖市	稲 敷 郡	
0 8 2 1 6 笠間市	0 8 2 3 3 行方市	0 8 4 4 2 美浦村	
0 8 2 1 7 取手市	0 8 2 3 4 鉾田市	0 8 4 4 3 阿見町	
0 8 2 1 9 牛久市	0 8 2 3 5 つくばみらい市	0 8 4 4 7 河内町	
0 8 2 2 0 つくば市	0 8 2 3 6 小美玉市		

- 5 8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、4により記入した市区町村コードによって表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については-（ハイフン）を用いて、例えば 8 6 2 - 1 3 □ のように記入すること。
- 6 8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ-（ハイフン）で区切り、例えば 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 □ のように左詰めで記入すること。

営業所一覧表(更新)

営業所の名称	所在地(郵便番号・電話番号)	営業しようとする建設業	
		特定	一般
営主 業た る所 本店	〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6 TEL 029-301-4334	土・建・管・機	板・園
従 た る 営 業 所	つくば営業所	〒305-0000 茨城県つくば市 町 TEL 000-000-0000	土・建・管

- 1 「主たる営業所」及び「従たる営業所」の欄は、それぞれ本店、支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所のうち該当するものについて記載すること。
- 2 「営業しようとする建設業」の欄は、許可を受けている建設業のうち左欄に記載した営業所において営業しようとする建設業を、許可申請書の記載要領6の表の()内に示された略号により、一般と特定に分けて記載すること。

第 1 号 建設業許可申請書別紙 3

別紙三（第二条関係）

収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄

16 頁の「1 申請手数料」の区分に従い、大臣許可の場合は登録免許税領収証書又は収入印紙を、知事許可の場合は茨城県収入証紙を貼付する。

記載要領

「収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄」は、収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書をはり付けること。ただし、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 24 条の 2 第 1 項又は令第 4 条ただし書の規定により国土交通大臣の許可に係る登録免許税又は許可手数料を現金をもって納めた場合にあつては、この限りでない。

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

申請する許可業種ごとに作成する。

経営事項審査を受ける業者は、税抜きて記載する。

とび・土工・コンクリート 工事 (税込 ・ 税抜)

* 記載例1 工事経歴書記載例
(全ての完成工事工事高の合計額7割に達した場合)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額 <small>うち、 PC ・ 法面処理 ・ 鋼橋上部</small>	工 期			
					氏名	主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所に印を記載） 主任技術者 監理技術者		着工年月日	完成又は 完成予定年月		
A	茨城 太郎	元請	JV	邸木造住宅解体工事	茨城県水戸市	甲野 一郎	↓	100,000 千円	千円	平成 19 年 12 月	平成 20 年 1 月
B	北海道開発	"	JV	邸車止め設置工事	"	乙田 太郎	↓	60,000 千円	千円	平成 20 年 2 月	平成 20 年 3 月
C	東北土木	"		住宅敷地盛土及び基礎工事	"	丙川 二郎	↓	3,200 千円	千円	平成 20 年 3 月	平成 20 年 4 月
D	関東建設	下請		川改修工事の内掘削				8,000 千円	千円	平成 20 年 5 月	平成 20 年 5 月
E	北陸産業	"		ビル新築工事の内 外構工事	"	甲田 五郎	↓	7,500 千円	千円	平成 20 年 1 月	平成 20 年 1 月
F	中部塗装	"		アパート改築工事の内 足場仮設工事	"	乙崎 三男	↓	6,300 千円	千円	平成 20 年 10 月	平成 20 年 11 月
G	近畿組	"		ビル新築工事の内 くい打工事	"	丙田 一郎	↓	5,100 千円	千円	平成 20 年 9 月	平成 20 年 9 月
H	中国建築	"		国道 号線道路新設工事	"	乙崎 三郎	↓	2,000 千円	千円	平成 20 年 2 月	平成 20 年 3 月
I	四国道路	"		国道 号線道路改良 工事の内カッター工事	"	乙田 太郎	↓	1,800 千円	千円	平成 20 年 4 月	平成 20 年 4 月
A ~ Cの合計額		Yの7割		1. 元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載							
A ~ Iの合計額		Xの7割		2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため、 元請・下請別に「他 件」とし、件数及び合計額を記載して終了							
J				元請 他 2 8 件				69,800 千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
K				下請 他 1 5 件				6,300 千円	千円	平成 年 月	平成 年 月
				ページごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A ~ C + J)							

元請工事に係る完成工事の7割部分

以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事

53

第2号 工事経歴書

小計	52 件	270,000 千円	千円	うち 元請工事	
				233,000 千円	千円
合計	52 件	270,000 千円	千円	うち 元請工事	
				Y	233,000 千円

.....「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A ~ K)

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

とび・土工・
コンクリート 工事 （ 税込 ・ 税抜 ）

工事 経 歴 書

*記載例2(1ページ目) 工事経歴書記載例
(元請工事で軽微な工事が10件に達した場合)

(建設工事の種類)

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工 事 名	工事現場のある 市 区 町 村 名	配置技術者		請負代金の額	工 期		
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所には印を記載）		うち ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日	完成又は 完成予定年月
A	国土建設	元請	邸木造住宅解体工事	茨城県水戸市	甲野一郎	↓	9,000 千円	千円	平成 19 年 12 月	平成 20 年 1 月
B	北海道開発	"	邸車止め設置工事	"	乙田太郎	↓	4,500 千円	千円	平成 20 年 2 月	平成 20 年 3 月
C	東北土木	"	住宅敷地盛土及び基礎工事	"	丙川二郎	↓	3,200 千円	千円	平成 20 年 3 月	平成 20 年 4 月
D	関東建設	"	川改修工事の内掘削工事	"	茨城一平	↓	2,500 千円	千円	平成 20 年 5 月	平成 20 年 5 月
E	北陸産業	"	ビル新築工事の内 外構工事	"	甲田五郎	↓	2,000 千円	千円	平成 20 年 1 月	平成 20 年 1 月
F	中部塗装	"	アパート改築工事の内 足場仮設工事	"	乙崎三男	↓	1,900 千円	千円	平成 20 年 10 月	平成 20 年 11 月
G	近畿組	"	ビル新築工事の内 くい打工事	"	丙田一郎	↓	1,800 千円	千円	平成 20 年 9 月	平成 20 年 9 月
H	中国建築	"	国道 号線道路新設工事	"	乙崎三郎	↓	1,700 千円	千円	平成 20 年 2 月	平成 20 年 3 月
I	四国道路	"	国道 号線道路改良 工事の内カッター工事	"	乙田太郎	↓	1,600 千円	千円	平成 20 年 4 月	平成 20 年 4 月
J	九州工業	"	邸玄関コンクリート工事	埼玉県 市	乙崎三男	↓	1,500 千円	千円	平成 20 年 12 月	平成 20 年 12 月
K	沖縄機械	"	邸新築工事の内 基礎工事	茨城県水戸市	甲野一郎	↓	1,000 千円	千円	平成 20 年 4 月	平成 20 年 5 月
L	茨城 太郎	下請	B～Kの件数 10件	"	丙山三男		1. 軽微な工事について10件を超える部分は記載不要			20 年 7 月
M	建設 次郎	"	県道 号線道路側溝工事	"	丙山三男	↓	7,000 千円	千円	平成 20 年 5 月	平成 20 年 5 月

元請
工事の7割
部分に係る
完成工事

下請
工事に係る
完成工事

・・・「軽微な工事」

△-▽ごとの完成工事高の合計額(A～M)

△-▽ごとの元請工事に係る完成工事高の合計額(A～K)

小計	13 件	45,700 千円	千円	うち 元請工事	
				30,700 千円	千円
合計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

とび・土工・
コンクリート 工事（税込・税抜）

工事 経 歴 書

*記載例2（2ページ目）工事経歴書記載例
（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

（建設工事の種類）

の
続
き

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 市 区 町 村 名	配置技術者		請負代金の額	工 期	
					氏 名	主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所にレ印を記載）		うち ・PC ・法面処理 ・鋼橋上部	着工年月日
N 山田 三郎	下請		県道 号線道路外構工事	茨城県水戸市	丙山三男	レ	6,900 千円	平成 20 年 6 月	平成 20 年 6 月
			2. 記載額が全ての完成工事高の合計額の7割を超えたため、 元請・下請別に「他 件」とし、件数及び合計額を記載して終了						
O			元請 他 2 8 件				17,300 千円	平成 年 月	平成 年 月
P			下請 他 1 2 件				5,100 千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月
							千円	平成 年 月	平成 年 月

ページごとの完成工事高の合計額(N~P)

ページごとの元請工事に係る
完成工事高の合計額(0)

小計	41 件	29,300 千円	千円	うち 元請工事	17,300 千円	千円
合計	54	75,000 千円	千円	うち 元請工事	48,000 千円	千円

全ての完成工事高の合計額

元請工事に係る完成工事高の合計額

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）

とび・土工・
コンクリート 工事（税込・税抜）

*記載例3（1ページ目）工事経歴書記載例
（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

（建設工事の種類）

注文者	元請 又は 下請 の別	JV の別	工事名	工事現場のある 都道府県及び 市区町村名	配置技術者		請負代金の額	工期		
					氏名	主任技術者又は監理技術者の 別（該当箇所に印を記載）		着工年月日	完成又は 完成予定年月	
A	国土建設	元請	邸木造住宅解体工事	茨城県水戸市	甲野 一郎	レ	10,000 千円	千円	平成 19 年 12 月	平成 20 年 1 月
B	北海道開発	"	邸車止め設置工事	"	乙田 太郎	レ	4,500 千円	千円	平成 20 年 2 月	平成 20 年 3 月
C	東北土木	"	住宅敷地盛土及び基礎工事	"	丙川 二郎	レ	3,200 千円	千円	平成 20 年 3 月	平成 20 年 4 月
D	関東建設	下請	川改修工事の内掘削	"	次城 一 郎	レ	7,000 千円	千円	平成 20 年 5 月	平成 20 年 5 月
E	北陸産業	"	ビル新築工事の内 外構工事	"	甲田 五郎	レ	6,000 千円	千円	平成 20 年 1 月	平成 20 年 1 月
F	中部塗装	"	アパート改築工事の内 足場仮設工事	"	乙崎 三男	レ	5,500 千円	千円	平成 20 年 10 月	平成 20 年 11 月
G	近畿組	"	ビル新築工事の内 くい打工事	"	丙田 一郎	レ	2,000 千円	千円	平成 20 年 9 月	平成 20 年 9 月
H	中国建築	"	国道 号線道路新設工事	"	乙崎 三郎	レ	1,900 千円	千円	平成 20 年 2 月	平成 20 年 3 月
I	四国道路	"	国道 号線道路改良 工事の内カッター工事	"	乙田 太郎	レ	1,800 千円	千円	平成 20 年 4 月	平成 20 年 4 月
J	九州工業	元請	邸玄関コンクリート工事	埼玉県 市	乙崎 三男	レ	1,700 千円	千円	平成 20 年 12 月	平成 20 年 12 月
K	沖縄機械	下請	邸新築工事の内 基礎工事	茨城県水戸市	甲野 一郎	レ	1,600 千円	千円	平成 20 年 4 月	平成 20 年 5 月
L	茨城 太郎	"	県道 号線道路側溝工事	"	丙山 三男	レ	1,500 千円	千円	平成 20 年 7 月	平成 20 年 7 月
M	建設 次郎	"	県道 号線道路側溝工事	"	丙山 三男	レ	1,000 千円	千円		

分に
係る
元請
工事
の
7割
部

以外
の
元請
工事
及び
下請
工事
に
係る
完成
工事

1.元請工事に係る完成工事の合計額の7割超まで記載

ページごとの元請工事に係る
完成工事高の合計額(A~C
+ J)

... 「軽微な工事」

ページごとの完成工事高の合計額(A~M)

小計	13	47,700	千円	千円	うち 元請工事	19,400	千円	千円
合計			千円	千円	うち 元請工事		千円	千円

記載要領

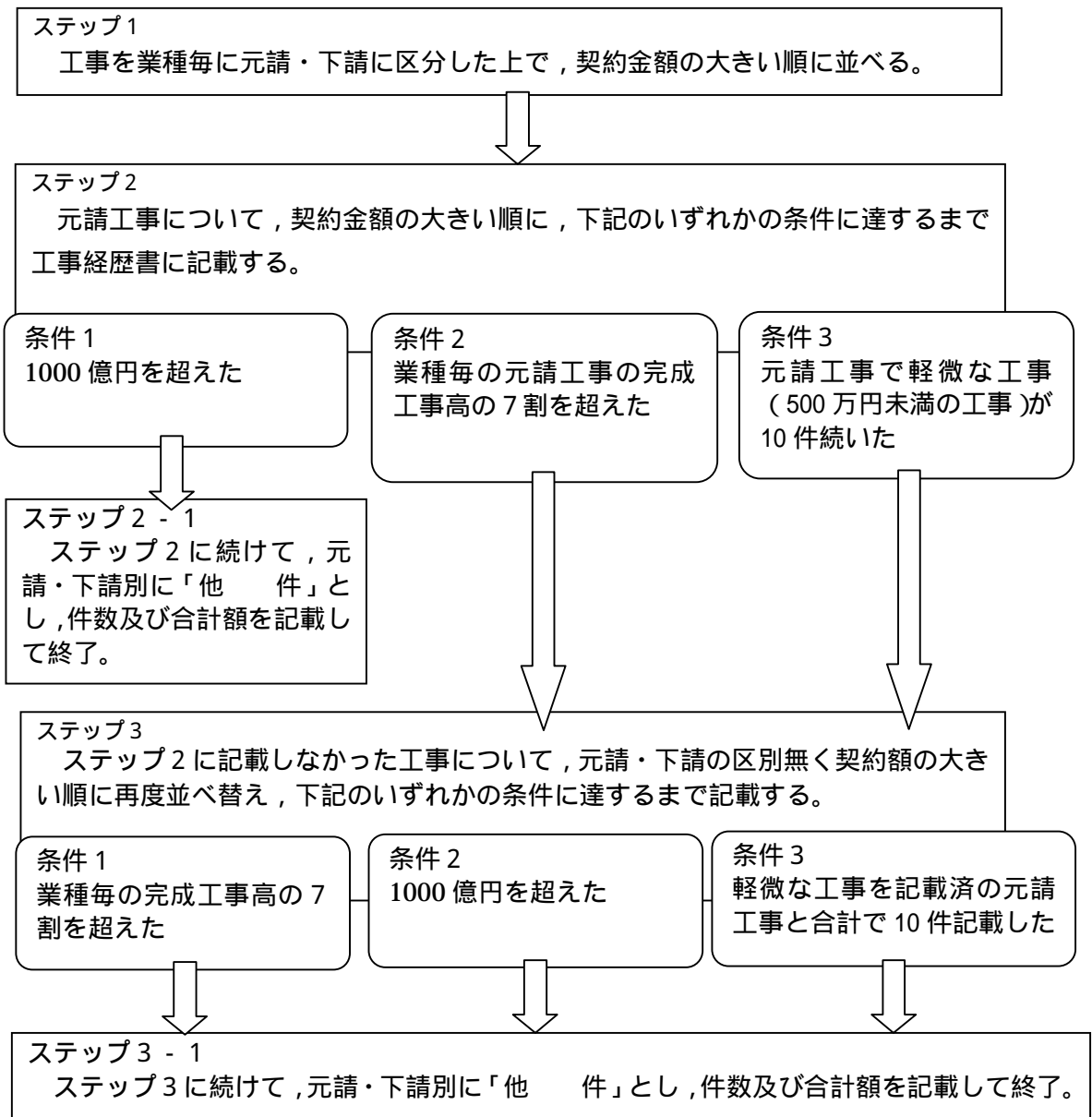
- 1 この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成すること。
- 2 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
経営事項審査を受審する建設業者は、消費税及び地方消費税の額を除いた額で記載すること。
- 3 この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）を記載すること。
記載を要する完成工事の範囲については、以下のとおりである。
 - (1) 土木一式、建築一式工事については全工事を、契約額の大きい順に記載する。
なお、下請け工事は一式工事に含めないこと。
 - (2) 上記(1)以外の業種の工事については、以下のとおり。（次頁フロー参照）
元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあっては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事（注）については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。
に続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載すること（令第1条の2第1項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しない。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しない。なお、最後に元請・下請別に「他 件」とし、合計額を記載すること。
 - (3) 経営規模等評価の申請を行わない者の場合
主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載し、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載すること。
- 4 下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載すること。
- 5 「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載すること。
- 6 「JVの別」の欄は、共同企業体（JV）として行った工事について「JV」と記載すること。この場合、工事名欄の上部に工事名、下部に（ ）で企業体名を、請負代金の額の上部に当該業者の施工額（出資の比率による）、下部に（ ）で企業体としての請負代金を付記すること。
- 7 「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第1項又は第2項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載すること。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があつた場合には、変更前の者も含むすべての者を記載すること。
- 8 「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載すること。また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧で付記すること。
- 9 「請負代金の額」のうち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載すること。

(一)	(二)	(三)
土木一式工事	プレストレストコンクリート工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部
- 10 「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 11 「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び9により「PC」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載すること。
- 12 その他
着工年月、完成又は完成予定年月は契約書の期間ではなく、実際の着工、完成年月を記入すること。
様式には完成又は完成予定年月となっているが、決算期内に完成した工事を記載すること。
（完成予定年月とは、1年以上の長期工事で行進基準を採用した場合等に記入する年月である。）

契約書の完成年月は決算期内であっても、実際に決算期内に完成しなかった工事は記入しない。
 調査、測量、設計・工事監理の受託、機械の賃貸、資材の販売、機械・資材の運搬、除草・草刈・樹木の剪定、保守・監理などは建設工事でないので記入しない。兼業売上で計上すること。
 他から請け負った工事でないものは記入しない。
 (例 自家の事務所建築又は分譲する目的で自社で建築する宅地造成等)
 工事は1件の契約ごとに記入すること。
 (設計変更による増・減額又は値引きがあったときは最終請負金額とする。)
 発注者が同一人又は同一地域の工事であっても、契約が異なる場合は1件ごとに記入すること。
 記入された工事は、工事台帳、契約書等と合致するものである。

(注) 工事1件の請負代金の額が建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式以外の工事にあつては、500万円に満たない工事。

土木一式・建築一式工事以外の業種の工事経歴書記載フロー



第3号 直前三年の各事業年度
における工事施工金額

・用紙が2枚以上になる場合は、その他の建設工事及び合計は最終頁に記入する。
・経営事項審査を受ける業者は、税抜きで記載する。

様式第三号（第二条関係）

許可を有しない業種にかかる工事の施工金額の合計を記入する。

（用紙A4）

直前3年の各事業年度における工事施工金額

（税込・税抜/単位：千円）

事業年度	注文者の区分		許可に係る建設工事の施工金額				その他の建設工事の施工金額	合計
			土木一式工事	建築一式工事	管工事	板工事		
第16期 平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで	元請	公共	294,000	0	0	0	0	294,000
		民間	0	84,000	0	0	0	84,000
	下請		0	0	110,000	0	0	110,000
	計		294,000	84,000	110,000	0	0	488,000
第17期 平成18年4月1日から 平成19年3月31日まで	元請	公共	315,000	0	0	0	0	315,000
		民間	0	152,250	0	0	0	152,250
	下請		0	0	3,150	4,200	0	7,350
	計		315,000	152,250	3,150	4,200	0	474,600
第18期 平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	元請	公共	322,000	0	0	0	0	322,000
		民間	0	178,800	4,000	0	0	182,800
	下請		0	0	6,000	4,000	0	10,000
	計		322,000	178,800	10,000	4,000	0	514,800
第 期 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	元請	公共						
		民間						
	下請							
	計							
申請書に添付する場合は、許可申請直前の3年分を決算期別に記入する。決算変更届に添付する場合は、届出期直前の3年分を決算期別に記入する。								
財務諸表の完成工事高と一致する。								
計								

記載要領

- この表には、申請又は届出をする日の直前3年の各事業年度に完成した建設工事の請負代金の額を記載すること。
- 「税込・税抜」については、該当するものに丸を付すこと。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」の欄は、許可に係る建設工事の種類ごとに区分して記載し、「その他の建設工事の施工金額」の欄は、許可を受けていない建設工事について記載すること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもつて表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあつては、百万円単位をもつて表示することができる。この場合、「（単位：千円）」とあるのは「（単位：百万円）」として記載すること。
- 「公共」の欄は、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）及び第18条に規定する法人が注文者である施設又は工作物に関する建設工事の合計額を記載すること。
- 「許可に係る建設工事の施工金額」に記載する建設工事の種類が5業種以上にわたるため、用紙が2枚以上になる場合は、「その他の建設工事の施工金額」及び「合計」の欄は、最終ページにのみ記載すること。
- 当該工事に係る実績が無い場合においては、欄に「0」と記載すること。

第4号 使用人数

「使用人」は役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者とし、労務者は含めない。
代表取締役（非常勤は除く）、個人事業主を含めて記載する。

様式第四号（第二条関係）

（用紙A4）

使用人数

営業所の名称	技術関係使用人		事務関係使用人	合計
	建設業法第7条第2号イ、ロ若しくは八又は同法第15条第2号イ若しくは八に該当する者	その他の技術関係使用人		
本店	10 人	4 人	5 人	19 人
つくば営業所	5		2	7
別紙2に記載した順に記載する。	各営業所に所属する技術者のうち、専任技術者の要件を満たすものの数について記載する。	各営業所に所属する技術者のうち、専任技術者の要件を満たさない者の数について記載する。		
合計	15 人	4 人	7 人	26 人

記載要領

- この表には、法第5条の規定（法第17条において準用する場合を含む。）に基づく許可の申請の場合は、当該申請をする日、法第11条第3項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の場合は、当該事業年度の終了の日において建設業に従事している使用人数を、営業所ごとに記載すること。
- 「使用人」は、役員、職員を問わず雇用期間を特に限定することなく雇用された者（申請者が法人の場合は常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。）をいい、労務者は含めないものとする。
- 「その他の技術関係使用人」の欄は、法第7条第2号イ、ロ若しくは八又は法第15条第2号イ若しくは八に該当する者ではないが、技術関係の業務に従事している者の数を記載すること。

第6号 誓約書

様式第六号（第二条関係）

（用紙A4）

誓 約 書

申請者、申請者の役員、建設業法施行令第3条に規定する使用人及び法定代理人は、同法第8条各号（同法第17条において準用される場合を含む。）に規定されている欠格要件に該当しないことを誓約します。

平成 21 年 4 月 1 日

申請者

茨城県水戸市笠原町978-6

茨城建設(株)

代表取締役 茨城 太郎 印

~~地方整備局長~~

~~北海道開発局長~~

茨城県 知事 殿

記載要領

「 地方整備局長
北海道開発局長 については、不要のものを消すこと。
知事 」

記載要領

- 1 この証明書は、被証明者1人について証明者別に作成すること。
- 2 (1)の証明者は、被証明者に使用者がいる場合にはその使用者(法人の場合は当該法人の代表者、個人の場合は当該個人)とすること。また、証明者が建設業者である場合には、当該建設業者に係る許可番号、許可年月日及び許可を受けた建設業の種類を「備考」の欄に記載すること。
ただし、これらの者の証明を得ることができない正当な理由がある場合には、「備考」の欄にその理由を記載して、この証明書に記載された事実を証し得る他の者を証明者とすることができる。この場合にあっては、その証明者の氏名及び役職を記載すること。
なお、既に提出した証明書の記載内容と同一の内容を証明しようとするときは、証明者の欄の記載を省略することができる。
- 3 「の常勤の役員」「イ」「地方整備局長」「国土交通大臣」及び「般
本 人」「イ」「北海道開発局長」「知事」及び「特
の支配人」,「口」,「知事」,「知事」については不要のものを消すこと。
- 4 □で表示された枠(以下「カラム」という。)に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 ①⑦「申請又は届出の区分」の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。
「1.新規」・・・許可を受けようとする行政庁に対し、初めて経営業務の管理責任者としての証明を行う場合
「2.変更」・・・現在証明されている経営業務の管理責任者に変更があった場合
「3.経営業務の管理責任者の追加」・・・現在証明されている経営業務の管理責任者に加えて新たな者を経営業務の管理責任者として証明する場合
「4.経営業務の管理責任者の更新等」・・・経営業務の管理責任者について、現在証明されている者のままとする場合
また、「1.新規」、「3.経営業務の管理責任者の追加」又は「4.経営業務の管理責任者の更新等」に該当する場合は【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄に記入し、「2.変更」に該当する場合は【新規・変更後・経営業務の管理責任者の追加・経営業務の管理責任者の更新等】の欄及び【変更前】の欄の両方に記入すること。
- 6 「変更又は追加の年月日」の欄は、5により①⑦の「申請又は届出の区分」の欄に「2」又は「3」を記入した場合に、変更又は追加をした年月日を記載すること。
- 7 ①⑧「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、5により①⑦の「申請又は届出の区分」の欄に「2」、「3」又は「4」を記入した場合に、申請又は届出時に受けている許可について記載すること。
「許可番号」の欄の「知事コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表(一)(110頁)の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば001234又は01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 8 ①⑨「氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ㇿ 又は ㇾ のように1文字として扱うこと。
- 9 ②⑩及び②⑪「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば建設 太郎のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

第 8 号 (1) 専任技術者証明書 (新規・変更)

様式第八号(1)(第二号関係)

一般建設業の場合は下段を、特定建設業の場合は上段を消す。両方を申請する場合は消さない。

専任技術者証明書 (新規・変更)

- 1) 下記のとおり { 建設業法第7条第2号 建設業法第15条第2号 } に規定する専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
 (2) ~~下記の専任の技術者を削除したので届出をします。~~

専任技術者の削除の場合は上段を、それ以外の場合は下段を消す。

変更等の届出の場合は上段を、許可の申請の場合は下段を消す。

平成 21 年 4 月 1 日
 茨城県水戸市笠原町 978-6
 茨城建設(株)
 代表取締役 茨城 太郎 印

申請者 茨城建設(株) 代表取締役 茨城 太郎 印

区 分 項番 6 1 1

大臣 知事 コード

許可番号 6 2 0 8

許可年月日 平成 19 年 05 月 10 日

1. 新規許可等 2. 専任技術者の担当業種又は有資格区分の変更 3. 専任技術者の追加 4. 専任技術者の交替に伴う削除 5. 専任技術者が置かれる営業所のみの変更

氏名	フリガナ (フリガナ) ウメダ ゴロウ	生年月日 元号 (平成 H、昭和 S、大正 T、明治 M) S 25 年 01 月 01 日
氏名	フリガナ (フリガナ) カサハラ イチロウ	生年月日 元号 (平成 H、昭和 S、大正 T、明治 M) S 40 年 08 月 01 日
氏名	フリガナ (フリガナ) ツクバ ヒロシ	生年月日 元号 (平成 H、昭和 S、大正 T、明治 M) S 44 年 11 月 11 日

今後担当する建設工事の種類
 現在担当している建設工事の種類

有資格区分

変更、追加又は削除の年月日 平成 年 月 日

専任技術者の住所 茨城県水戸市 町 x x

営業所の名称 (旧所属)

営業所の名称 (新所属) 本店

記載要領にしたがって、数字を記入する。

記載要領にしたがって、有資格区分を記入する。

「現在担当している建設工事の種類」には、新規申請以外の場合で、現在証明されている専任技術者についてこれまで専任技術者となっていた建設業にかかる建設工事すべてについて記載する。

- 1... 新規、業種追加、般特新規の場合
- 2... 既に届出た専任技術者の担当業種又は有資格区分のみ変更する場合
- 3... 専任技術者を交替により追加する場合
- 4... 専任技術者を交替により削除する場合
- 5... 既に届出た専任技術者の置かれる営業所が変更になった場合

記載要領

- 1 この証明書は、次の(1)から(5)までの場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
- (1) 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合
一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可のみを受けている者が新たに一般建設業の許可を申請する場合
一般建設業の許可を受けている者が他の建設業について一般建設業の許可を申請する場合又は特定建設業の許可を受けている者が他の建設業について特定建設業の許可を申請する場合
この場合、「(1)」を で囲み、「申請者 届出者」の「届出者」を消すとともに、 「区分」の欄に「1」を記入すること。
- (2) 許可を受けている建設業について現在証明されている者が専任の技術者となっている建設業の種類又はその者の有資格区分に変更があった場合
この場合、「(1)」を で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、 「区分」の欄に「2」を記入すること。
- (3) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者に加えて、又はその者に代えて新たな者を専任の技術者として証明する場合
この場合、「(1)」を で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、 「区分」の欄に「3」を記入すること。
- (4) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者がこの証明書の提出を行う建設業者の専任の技術者でなくなった場合（その者がこれまで専任の技術者となっていた建設業について、新たに専任の技術者となる者があり、当該新たに専任の技術者となる者を上記(2)又は(3)に該当する者として同時に届け出る場合に限る。）
この場合、「(2)」を で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、 「区分」の欄に「4」を記入すること。
- なお、許可を受けている一部の業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴い既に証明された専任の技術者を削除する場合又は法第7条第2号若しくは法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合には、届出書（別記様式第22号の4）を用いて届け出ること。
- (5) 許可を受けている建設業について現在証明されている専任の技術者が置かれる営業所のみに変更あった場合
この場合、「(1)」を で囲み、「申請者 届出者」の「申請者」を消すとともに、 「区分」の欄に「5」を記入すること。
- なお、婚姻等により氏名の変更があった場合は、変更後の氏名につき上記(3)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(4)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。
- 2 「建設業法第7条第2号 地方整備局長」「建設業法第15条第2号」北海道開発局長、国土交通大臣 及び「般 については不要のものを消すこと。
知事、 知事、 知事、 特」
- 3 「申請届出者」の欄は、この証明書により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの証明書を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 「許可番号」の欄の「大臣 知事 コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（110頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば 又は 月 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば^フ又は^ハのように1文字として扱うこと。
また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば^建 ^設 ^太 ^朗のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば 月 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

7 [6] [4] 「今後担当する建設工事の種類」の欄は、[6] [1] 「区分」の欄に「4」を記入した場合を除き、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（1）の「営業所一覧表（新規許可等）」の「営業しようとする建設業」の欄に記入した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、下表に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

また、「現在担当している建設工事の種類」の欄は、[6] [1] 「区分」の欄に「1」、「2」、「4」又は「5」を記入した場合（記載要領1(1)に該当する場合を除く。）に、現在証明されている専任の技術者についてこれまで専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事すべてを、同様の要領により記入すること。

一般建設業

条文	内 容	項番 64
法第7条第2号イ	指定学科卒業+実務経験	「1」
法第7条第2号ロ	10年間の実務経験	「4」
法第7条第2号ハ	国家資格等	「7」

特定建設業

条文	内 容	項番 64
法第15条第2号イ	国家資格等	「9」
法第15条第2号ロ	指定学科卒業 +実務経験（第7条第2号イ） +指導監督の実務経験	「2」
	10年間の実務経験（第7条第2号ロ） +指導監督の実務経験	「5」
	国家資格等（第7条第2号ハ） +指導監督の実務経験	「8」
法第15条第2号ハ	大臣認定（指定建設業） （15条第2号イと同等）	「3」
	大臣認定（指定建設業以外） （15条第2号ロと同等）	「6」

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事業（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事（機）	

8 [6] [5] 「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（111頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

9 「変更、追加又は削除の年月日」の欄は、[6] [1] 「区分」の欄に「2」、「3」、「4」又は「5」を記入した場合に、変更、追加又は削除をした年月日を記入すること。

10 「営業所の名称（旧所属）」の欄は、現在証明されている専任の技術者である場合に限り、この証明書の提出前に所属していた営業所の名称を記載し、「営業所の名称（新所属）」の欄は、この証明書の提出後に、専任の技術者として所属する営業所の名称を記載すること。

第 8 号 (2) 専任技術者証明書 (更新)

様式第八号(2) (第三条関係)

この様式は、許可の更新の際、既に証明された専任技術者の内容を変更することなく申請する場合に使用する。

専任技術者証明書 (更新)

既に届け出たとおり、 { 建設業法第 7 条第 2 号 } に規定する下記の専任の技術者を営業所に置いていることに相違ありません。
 { 建設業法第 15 条第 2 号 }

平成 21 年 4 月 1 日

茨城県水戸市笠原町 978 - 6

茨城建設 (株)

申請者 代表取締役 茨城 太郎 印

~~地方整備局長~~
茨城県 知事

記

営業所の名称	専任の技術者の氏名	建設工事の種類	有資格区分	生年月日
本店	イバラキ タロウ 茨城 太郎	土 - 9	13	S20.1.1
	イバラキ ケンイチ 茨城 健一	建 - 9	20	S45.5.5
つくば営業所	オオシマ マサシ 大島 雅史	板 - 7	"	
		土 - 9	13	S38.4.10
		建 - 9	37	

記載要領の表に従い、業種の略号と技術者の区分をハイフンで結んで記載する。

記載要領

- この証明書は、既に専任技術者証明書（新規・変更）（別記様式第八号（1））により専任の技術者の証明を行った建設業について、許可の更新を申請する場合に作成すること。
- 「建設業法第7条第2号イ及び「地方整備局長
建設業法第15条第2号」, 北海道開発局長
知事」については、不要のものを消すこと。
- 「建設工事の種類」の欄は、建設業許可申請書（別記様式第一号）別紙二（2）の「営業所一覧表（更新）」の「営業しようとする建設業」の欄に記載した建設業のうち、証明しようとする技術者が今後専任の技術者となる建設業に係る建設工事すべてについて、例えば「土-9」のように、次の分類に従い、該当する数字と次の表の（ ）内に示された略号とを - （ハイフン）で結んで記載すること。

一般建設業

条文	内 容	コード
法第7条第2号イ	指定学科卒業+実務経験	「1」
法第7条第2号ロ	10年間の実務経験	「4」
法第7条第2号ハ	国家資格等	「7」

特定建設業

条文	内 容	コード
法第15条第2号イ	国家資格等	「9」
法第15条第2号ロ	指定学科卒業 +実務経験（第7条第2号イ） +指導監督の実務経験	「2」
	10年間の実務経験（第7条第2号ロ） +指導監督の実務経験	「5」
法第15条第2号ハ	国家資格等（第7条第2号ハ） +指導監督の実務経験	「8」
	大臣認定（指定建設業） （15条第2号イと同等）	「3」
	大臣認定（指定建設業以外） （15条第2号ロと同等）	「6」

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事業（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 「有資格区分」の欄は、証明しようとする技術者が専任の技術者として該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号ハに該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（111頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

第9号 実務経験証明書

様式第九号（第三条関係）

（用紙A4）

実務経験証明書

下記の者は、**造園** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

平成 21 年 4 月 1 日

証明者が申請者以外の建設業者である場合は許可番号、許可年月日、許可業種を記入する。

茨城県水戸市 町×× 茨城水戸造園(株)
 代表取締役 ××
 茨城県知事(16) 888888
 平成16年5月1日
 許可業種:土,と,園

実務経験をえた当時の商号または名称を記入する。

証 明 者 印

被証明者との関係 **社員** 証明者の立場から見た被証明者との関係を記入する。

技 術 者 の 氏 名	梅田 吾郎	生年月日	S 20.1.1	使用された期間	H3 年 4 月から H19 年 3 月まで
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	茨城水戸造園(株)				
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数	
工事係員	町児童公園整備工事			H9 年 4 月から H9 年 7 月まで	
工事係長	グランドサッカー場補修工事			H9 年 8 月から H9 年 9 月まで	
工事係長	××町 公園植栽工事			H9 年 10 月から H9 年 11 月まで	
⋮	⋮			年 ⋮ 月から 年 月まで	
工事係長	×市立植物園 噴水建設工事			H 19 年 2 月から H19 年 3 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
				年 月から 年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由				合計	満 10 年 0 月

実務経験は、期間が重複しないように記載すること。

実務経験を有したときの部課 職名を記載すること。

具体的な工事名を記入し、実務経験の内容が具体的に明らかになるように記載する。

使用者と証明者が異なる場合に記入する。
 例) 平成 年 月 会社解散のため
 平成 年 月 事業主死亡のため

記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

この証明書は、下表のいずれかに該当する場合に必要なになります。なお、「ロ」以外の場合は、卒業証明書、資格の合格証を添付してください。

法第7条第2号の該当区分	許可を受けようとする建設業にかかる建設工事に関する必要な実務経験年数	
イ 所定の学科(12頁表1-4)を修めて学校を卒業した者	大学卒業生	3年以上
	高等専修学校卒業生	5年以上
ロ イ及びハ以外の者		10年以上
ハ イ又はロと同等以上と認定された者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録地すべり防止工事試験に合格した者 ・ 登録計装試験に合格した者 ・ 建築士法第20条第3項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者 ・ 水道法による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた者 	1年以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業能力開発促進法による技能検定のうち2級の検定職種に合格した者 	3年以上(平成16年3月31日時点で合格していた者については1年以上)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気工事法による第2種電気工事士免状の交付を受けた者 	3年以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法による電気主任技術者の免状の交付を受けた者 	5年以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電気通信事業法による電気通信主任技術者資格者証の交付を受けた者 	5年以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧実業高校卒業程度検定規程による検定を合格した者 	5年以上
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旧専門学校卒業程度検定規程による検定を合格した者 	3年以上

記載要領

1 この一覧表は、営業所に置く専任の技術者を除き、許可を受けようとする建設業又は許可を受けている建設業の種類にかかわらず、法第7条第2号八又は法第15条第2号イ、口若しくは八に該当する者（以下「国家資格者等・監理技術者」という。）について、次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。

ただし、法第15条第2号口に該当する者及び同号八に該当（同号口と同等以上）する者の記入は、特定建設業の許可を受けようとする者又は特定建設業の許可を受けている者に限り行うこと。

- (1) 現在有効な許可をどの許可行政庁からも受けていない者が初めて許可を申請する場合
現在有効な許可を受けている行政庁以外の許可行政庁に対し新規に許可を申請する場合

この場合、「(1)」を で囲み、「申請者
届出者」の「届出者」を消すとともに、 「区分」の欄に「1」を記入し、
国家資格者等・監理技術者全員について作成すること。

- (2) 一般建設業の許可のみを受けている者が新たに特定建設業の許可を申請する場合

この場合、「(1)」を で囲み、「申請者
届出者」の「届出者」を消すとともに、 「区分」の欄に「2」を記入し、
既に提出している国家資格者等・監理技術者一覧表（以下「既提出の一覧表」という。）に記入された技術者
以外の国家資格者等・監理技術者（法第7条第2号八に該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者
が法第15条第2号口に該当する者であるときは、その者を含む。）について作成すること。

- (3) 既提出の一覧表に記入された技術者の有資格区分に変更があった場合（法第7条第2号八に該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が法第15条第2号口に該当する者となった場合を含む。）又は法第15条第2号口に該当する者として既提出の一覧表に記入された技術者が当該一覧表記入の建設工事の種類に加えて新たな建設工事の種類について同号口の指導監督的な実務の経験を有することとなった場合

この場合、「(2)」を で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、 「区分」の欄に「3」を記入し、
当該変更のあった国家資格者等・監理技術者について作成すること。

- (4) (2)の場合を除き、既提出の一覧表に記入された技術者に加えて新たに国家資格者等・監理技術者を追加する場合

この場合、「(2)」を で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、 「区分」の欄に「4」を記入し、
新たに追加する国家資格者等・監理技術者について作成すること。

- (5) 既提出の一覧表に記入された技術者がこの一覧表の提出を行う建設業者の国家資格者等・監理技術者でなくなった場合

この場合、「(2)」を で囲み、「申請者
届出者」の「申請者」を消すとともに、 「区分」の欄に「5」を記入し、
当該国家資格者等・監理技術者でなくなった者について作成すること。

なお、婚姻等により氏名の変更があった場合は、変更後の氏名につき上記(4)に該当するものとして、変更前の氏名につき上記(5)に該当するものとみなして、それぞれ作成し、提出すること。

2 届出者」の欄は、この一覧表により建設業の許可の申請等をしようとする者（以下「申請者」という。）の他にこの一覧表を作成した者がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成に係る権限を有することを証する書面を添付すること。

- 3 「地方整備局長
北海道開発局長
知事」 「国土交通大臣
知事」 及び「般
特」については不要のものを消すこと。

4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。

5 「許可番号」の欄の「大臣
知事」コード」の欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（110頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば 又は 月 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。

6 「フリガナ」の欄は、カタカナで最初から2文字だけをカラムに記入すること。その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば「」又は「」のように1文字として扱うこと。

また、「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば「建設 太郎」のように左詰めで文字をカラムに記入し、その上欄にフリガナを記入すること。

また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば01月01日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。

7 7 4 「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号口又は八関係）」の欄は、7 1 「区分」の欄に「5」を記入した場合を除き、特定建設業の許可を受けようとする者又は受けている者で法第15条第2号口又は八に該当する技術者がいる場合に、当該技術者が同号口の指導監督的な実務の経験を有する建設業に係る建設工事又は同号八により認定を受けた建設業に係る建設工事について、次の分類に従い、該当する数字を次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

- 「2」・・・法第7条第2号イ及び法第15条第2号口該当
- 「3」・・・法第15条第2号八該当（同号イと同等以上）
- 「5」・・・法第7条第2号口及び法第15条第2号口該当
- 「6」・・・法第15条第2号八該当（同号口と同等以上）
- 「8」・・・法第7条第2号八及び法第15条第2号口該当

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事業（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事（機）	

また、「既提出の一覧表における建設工事の種類」の欄は、7 1 「区分」の欄に「3」を記入した場合に限り、既提出の一覧表の「今後担当できる建設工事の種類（建設業法第15条第2号口又は八関係）」の欄に記入した数字を同様の要領により記入すること。

8 7 5 「有資格区分」の欄は、この一覧表に記入された技術者が該当する法第7条第2号及び法第15条第2号の区分（法第7条第2号八に該当する者又は法第15条第2号イに該当する者については、その有する資格等の区分）について別表（二）（111頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。

この様式には、許可を受けている建設業に関わらず、下表に該当する者を記載すること（専任技術者を除く）。また、技術者の資格を証する書類を添付すること（23頁参照）。

一般建設業

条文	資格	項番 7 4
法第7条第2号八	国家資格等	記入不要

特定建設業

条文	内 容	項番 7 4
法第15条第2号イ	国家資格等	記入不要
法第15条第2号口	指定学科卒業+実務経験（第7条第2号イ）+指導監督の実務経験	「2」
	10年間の実務経験（第7条第2号口）+指導監督の実務経験	「5」
	国家資格等（第7条第2号八）+指導監督の実務経験	「8」
法第15条第2号八	大臣認定（指定建設業）（15条第2号イと同等）	「3」
	大臣認定（指定建設業以外）（15条第2号口と同等）	「6」

第12号 許可申請者の略歴書

「別紙1」に記載した役員全員について作成する。

様式第十二号（第四条関係）

許可申請者 ~~法人の役員
本 人
法定代理人~~ の略歴書

申請時における職名を記入する。

不要なものを消す。

(用紙A4)

現住所	茨城県水戸市笠原町		
氏名	茨城 太郎	生年月日	昭和20年 1月 1日生
職名	代表取締役		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 S40年 4月 1日 至 年 月 日	株式会社茨城組 入社 本店営業部勤務	
	自 S48年 4月 1日 至 年 月 日	株式会社茨城組 営業課長	
	自 年 月 日 至 年 月 日	...	
	自 S54年 10月 1日 至 年 月 日	株式会社茨城建設 設立	
	自 年 月 日 至 年 月 日	株式会社茨城建設 代表取締役 現在に至る。	
賞罰	年月日	賞罰の内容	
		なし	
上記の通り相違ありません。 平成 21 年 4 月 1 日 氏名 茨城 太郎 印			

現在に至るまでの職歴を記入する。特に、建設業に関するものはすべて記入する。

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

代表者であっても、個人の印鑑を押印する。

第13号 令第3条に規定する使用人の略歴書

「令第3条に規定する使用人の一覧表」に記載したものの全員について作成する。ただし、役員を兼ねている者については、許可申請者の略歴書をもって、これに変えることができる。

様式第十三号（第四条関係）

建設業法施行令第3条に規定する使用人の略歴書

(用紙A4)

現住所	茨城県土浦市		
氏名	大島 雅史	生年月日	昭和38年 4月 1日生
営業所名	つくば営業所		
職名	つくば営業所長		
職歴	期間	従事した職務内容	
	自 S60年 4月 1日 至 年 月 日	茨城建設株式会社 入社	
	自 年 月 日 至 年 月 日	...	

(以下省略)

第14号 株主（出資者）調書

申請者が法人の場合のみ作成する。

様式第十四号（第四条関係）

株 主 （ 出 資 者 ） 調 書

（用紙A4）

株主（出資者）名	住 所	所有株数又は出資の価額
茨城 太郎	茨城県水戸市笠原町	30,000株
水戸 花子	茨城県水戸市笠原町	10,000株

総株主の議決権の100分の5以上を有する株主、また、その他の法人にあっては、出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載する。
株主又は出資者が法人である場合には、その商号又は名称を、個人である場合にはその者の氏名を記入する。

枚数を記載するときは「株」とし、出資の価格を記載するときは「円」と、その単位を必ず記載する。

記載要領

この調書は、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者について記載すること。

貸借対照表

平成 20 年 3 月 31 日現在

（会社名） 茨城建設（株）

資産の部

流動資産		千円
現金預金		205,486
受取手形		132,355
完成工事未収入金		81,287
有価証券		
未成工事支出金		385,933
材料貯蔵品		53,431
短期貸付金		
前払費用		
繰延税金資産		2,000
その他		19,301
貸倒引当金		2,196
流動資産合計		877,598
固定資産		
(1) 有形固定資産		
建物・構築物	96,345	
減価償却累計額	29,434	66,911
機械・運搬具	105,099	
減価償却累計額	60,917	44,182
工具器具・備品	15,699	
減価償却累計額	10,191	5,508
土地		49,378
建設仮勘定		
その他		
減価償却累計額		
有形固定資産計		165,981
(2) 無形固定資産		
特許権		
借地権		
のれん		
その他		678
無形固定資産計		678

(3) 投資その他の資産

投資有価証券	3,102
関係会社株式・関係会社出資金	2,700
長期貸付金	
破産債権、更生債権等	
長期前払費用	
繰延税金資産	
その他	19,495
貸倒引当金	
投資その他の資産計	25,297
固定資産合計	191,957
繰延資産	
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費	
開発費	
繰延資産合計	
資産合計	1,069,555

負債の部

流動負債	
支払手形	331,825
工事未払金	118,065
短期借入金	3,000
未払金	10,900
未払費用	
未払法人税等	13,500
繰延税金負債	
未成工事受入金	358,750
預り金	2,319
前受収益	
引当金	2,017
その他	
流動負債合計	840,378
固定負債	
社債	
長期借入金	118,786
繰延税金負債	
引当金	2,409

負ののれん	-----
その他	-----
固定負債合計	121,195
負債合計	961,573

純資産の部

株主資本	千円
(1) 資本金	40,000
(2) 新株式申込証拠金	0
(3) 資本剰余金	-----
資本準備金	-----
その他資本剰余金	-----
資本剰余金合計	-----
(4) 利益剰余金	-----
利益準備金	5,000
その他利益剰余金	-----
準備金	-----
積立金	30,000
繰越利益剰余金	32,982
利益剰余金合計	67,982
(5) 自己株式	-----
(6) 自己株式申込証拠金	-----
株主資本合計	107,982
評価・換算差額等	-----
(1) その他有価証券評価差額金	-----
(2) 繰延ヘッジ損益	-----
(3) 土地再評価差額金	-----
評価・換算差額等合計	-----
新株予約権	-----
純資産合計	107,982
負債純資産合計	1,069,555

記載要領

- 貸借対照表は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の財産の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。

- 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 建設業以外の事業を併せて営む場合においては、当該事業の営業取引に係る資産についてその内容を示す適当な科目をもって記載すること。
ただし、当該資産の金額が資産の総額の100分の1以下のものについては、同一の性格の科目に含めて記載することができる。
- 「流動資産」の「有価証券」又は「その他」に属する親会社株式の金額が資産の総額の100分の1を超えるときは、「親会社株式」の科目をもって記載すること。「投資その他の資産」の「関係会社株式・関係会社出資金」に属する「親会社株式」についても同様に、「投資その他の資産」に「親会社株式」の科目をもって記載すること。
- 流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は投資その他の資産の「その他」に属する資産でその金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
- 記載要領6及び8は、負債の部の記載に準用する。
- 「材料貯蔵品」、「短期貸付金」、「前払費用」、「特許権」、「借地権」及び「のれん」は、その金額が資産の総額の100分の1以下であるときは、それぞれ流動資産の「その他」、無形固定資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 記載要領10は、「未払金」、「未払費用」、「預り金」、「前受収益」及び「負ののれん」の表示に準用する。
- 「繰延税金資産」及び「繰延税金負債」は、税効果会計の適用にあたり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 流動資産に属する「繰延税金資産」の金額及び流動負債に属する「繰延税金負債」の金額については、その差額のみを「繰延税金資産」又は「繰延税金負債」として流動資産又は流動負債に記載する。固定資産に属する「繰延税金資産」の金額及び固定負債に属する「繰延税金負債」の金額についても、同様とする。
- 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、各資産の金額から減損損失累計額を直接控除し、その控除残高を各資産の金額として記載する。
- 「関係会社株式・関係会社出資金」については、いずれか一方がない場合においては、「関係会社株式」又は「関係会社出資金」として記載すること。
- 持分会社である場合においては、「関係会社株式」を投資有価証券に、「関係会社出資金」を投資その他の資産の「その他」に含めて記載することができる。
- 「のれん」の金額及び「負ののれん」の金額については、その差額のみを「のれん」又は「負ののれん」として記載する。
- 持分会社である場合においては、「株主資本」とあるのは「社員資本」と、「新株式申込証拠金」とあるのは「出資金申込証拠金」として記載することとし、資本剰余金及び利益剰余金については、「準備金」と「その他」に区分しての記載を要しない。
- その他利益剰余金又は利益剰余金合計の金額が負となった場合は、マイナス残高として記載する。
- 「その他有価証券評価差額金」、「繰延ヘッジ損益」及び「土地再評価差額金」のほか、評価・換算差額等に計上することが適当であると認められるものについては、内容を明示する科目をもって記載することができる。

様式第十六号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

損益計算書

自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

(会社名) 茨城建設(株)

	千円	
売上高		
完成工事高	1,436,520	
兼業事業売上高	-----	1,436,520
売上原価		
完成工事原価	1,250,190	
兼業事業売上原価	-----	1,250,190
売上総利益(売上総損失)		
完成工事総利益(完成工事総損失)	186,330	
兼業事業総利益(兼業事業総損失)	-----	186,330
販売費及び一般管理費		
役員報酬	25,080	
従業員給料手当	52,713	
退職金	501	
法定福利費	3,253	
福利厚生費	4,060	
修繕維持費	575	
事務用品費	2,571	
通信交通費	7,321	
動力用水光熱費	688	
調査研究費	-----	
広告宣伝費	2,745	
貸倒引当金繰入額	-----	
貸倒損失	-----	
交際費	8,978	
寄付金	-----	
地代家賃	7,064	
減価償却費	7,091	
開発費償却	-----	
租税公課	2,392	
保険料	1,264	
雑費	6,857	
営業利益(営業損失)	133,157	
	-----	53,172

営業外収益

受取利息配当金	5,824	
その他	1,563	7,387
営業外費用		
支払利息	21,181	
貸倒引当金繰入額	-----	
貸倒損失	-----	
その他	-----	21,181
経常利益(経常損失)	-----	39,378

特別利益

前期損益修正益	-----	
その他	4,550	4,550

特別損失

前期損益修正損	-----	
その他	10,010	10,010

税引前当期純利益(税引前当期純損失) 33,918

法人税、住民税及び事業税 13,000

法人税等調整額 2,000

当期純利益(当期純損失) 22,918

(用紙A4)

完成工事原価報告書

自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

(会社名) 茨城建設(株)

	千円
材料費	350,053
労務費	146,272
(うち労務外注費 20,000)	
外注費	515,093
経費	238,771
(うち人件費 66,610)	
完成工事原価	1,250,190

記載要領

- 1 損益計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、会社の損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、項目の名称の記載を要しない。
- 5 「兼業事業」とは、建設業以外の事業を併せて営む場合における当該建設業以外の事業をいう。この場合において兼業事業の表示については、その内容を示す適当な名称をもって記載することができる。
なお、「兼業事業売上高」（二以上の兼業事業を営む場合においては、これらの兼業事業の売上高の総計）の「売上高」に占める割合が軽微な場合においては、「売上高」、「売上原価」及び「売上10「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
総利益（売上総損失）」を建設業と兼業事業とに区分して記載することを要しない。
- 6 「雑費」に属する費用で「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 「前期損益修正益」の金額が重要でない場合においては、特別利益の「その他」に含めて記載することができる。
- 9 特別利益の「その他」については、それぞれ当該利益を明示する科目を用いて掲記すること。
ただし、各利益のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益を区分掲記しないことができる。
- 10 「特別利益」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
- 11 記載要領8は「前期損益修正損」の記載に、記載要領9は特別損失の「その他」の記載に、記載要領10は「特別損失」に属する科目の記載にそれぞれ準用すること。
- 12 「法人税等調整額」は、税効果会計の適用に当たり、一時差異（会計上の簿価と税務上の簿価との差額）の金額に重要性がないために、繰延税金資産又は繰延税金負債を計上しない場合には記載を要しない。
- 13 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として株主資本等変動計算書に記載するものとし、当該差額は「法人税等調整額」には含めない。

勘定科目の分類

貸借対照表

科目	摘要
【資産の部】	
流動資産	
現金預金	現金 現金、小切手、送金小切手、送金為替手形、郵便為替証書、振替貯金払出証書等
預金	預金 金融機関に対する預金、郵便貯金、郵便振替貯金、金銭信託等で決算期後1年以内に現金化できると認められるもの。ただし、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
受取手形	営業取引に基づいて発生した手形債権（割引に付した受取手形及び裏書譲渡した受取手形の金額は、控除して別に注記する）。ただし、このうち破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
完成工事未収入金	完成工事高に計上した工事にかかる請負代金（税抜方式を採用する場合も取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の未収額。ただし、このうち破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものは、投資その他の資産に記載する。
有価証券	時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び決算期後1年以内に満期の到来する有価証券
未成工事支出金	引渡しを完了していない工事に要した工事費並びに材料購入、外注のための前渡金、手付金等。ただし、長期の未成工事に要した工事費で工事進行基準によって完成工事原価に含めたものを除く。
材料貯蔵品	手持ちの工事用材料及び消耗工具器具等並びに事務用消耗品等のうち未成工事支出金、完成工事原価又は販売費及び一般管理費として処理されなかったもの
短期貸付金	決算期後1年以内に返済されると認められるもの。ただし、当初の返済期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産（長期貸付金）に記載することができる。
前払費用	未経過保険料、未経過支払利息、前払賃借料等の費用の前払で決算期後1年以内に費用となるもの。ただし、当初1年を超えた後に費用となるものとして支出されたものは、投資その他の資産（長期前払費用）に記載することができる。
長期繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう。 1 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの 2 特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
その他	完成工事未収入金以外の未収入金及び営業取引以外の取引によって生じた未収入金、営業外受取手形その他決算期後1年以内に現金化できると認められるもので他の流動資産科目に属さないもの。ただし、営業取引以外の取引によって生じたものについては、当初の履行期が1年を超え、又は超えると認められたものは、投資その他の資産に記載することができる。
貸倒引当金	受取手形、完成工事未収入金等流動資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
固定資産	
（1）有形固定資産	
建物・構築物	次の建物及び構築物をいう。
〔 建物 構築物 〕	社屋、倉庫、車庫、工場、住宅その他の建物及びこれらの付属設備 土地に定着する土木設備又は工作物
機械・運搬具	次の機械装置、船舶、航空機及び車両運搬具をいう。
〔 機械装置 船舶 航空機 車両運搬具 〕	建設機械その他の各種機械及び装置 船舶及び水上運搬具 飛行機及びヘリコプター 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
工具器具・備品	次の工具器具及び備品をいう
〔 工具器具 備品 〕	各種の工具又は器具で耐用年数が1年以上かつ取得価格が相当額以上であるもの（移動性仮設建物を含む） 各種の設備で耐用年数が1年以上かつ取得価格が相当額以上であるもの
土地	自家用の土地

建設仮勘定	建設中の自家用固定資産の新設又は増設のために要した支出
その他	他の有形固定資産科目に属さないもの
(2)無形固定資産	
特許権	有償取得又は有償創設したもの
借地権	有償取得したもの(地上権を含む)
のれん	合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回る場合の超過額
その他	有償取得又は有償創設したもので他の無形固定資産科目に属さないもの
(3)投資その他の資産	
投資有価証券	流動資産に記載された有価証券以外の有価証券。ただし、関係会社株式に属するものを除く。
関係会社株式・関係会社出資金	次の関係会社株式及び関係会社出資金をいう。
〔関係会社株式〕	会社会計規則(平成18年法務省令第13号)第2条第3項第23号に定める関係会社の様式
〔関係会社出資金〕	会社計算規則第2条第3項第23号に定める関係会社に対する出資比率。
長期貸付金	流動資産に記載された短期貸付金以外の貸付金
破産債権、更正債権等	完成工事未収入金、受取手形等の営業債権及び貸付金、立替金等のその他の債権のうち、破産債権、再生債権、更正債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの。
長期前払費用	未経過保険料、未経過割引料、未経過支払利息、前払貸料等の費用の前払で流動資産に記載された前払費用以外のもの
長期繰延税金資産	税効果会計の適用により資産として計上される金額のうち、流動資産の繰延税金資産として記載されたもの以外のもの
その他	長期保証金等1年を超える債権、出資金(関係会社に対するものを除く。)等他の科目に属さないもの
貸倒引当金	長期貸付金等投資その他の資産に属する債権に対する貸倒見込額を一括して記載する。
繰延資産	
創立費	定款等の作成費、株式募集のための広告費等の会社設立費用
開業費	土地、建物等の賃借料等の会社成立後営業開始までに支出した開業準備のための費用
株式交付費	株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の新株発行又は自己株式の処分のために直接支出した費用
社債発行費	社債募集のための広告費、金融機関の取扱手数料等の社債発行のために直接支出した費用
開発費	新技術の採用、市場の開拓等のために支出した費用
【負債の部】	
流動負債	
支払手形	営業取引に基づいて発生した手形債務
工事未払金	工事費の未払額(工事原価に算入されるべき材料貯蔵品購入代金等を含む。)ただし、税抜方式を採用する場合も取引に係る消費税額及び地方消費税額を含む。
短期借入金	決算期後1年以内に返還されると認められる借入金(金融手形を含む。)
未払金	固定資産購入代金未払金、未払配当金及びその他の未払金で決算期後1年以内に支払われると認められるもの
未払費用	未払給料手当、未払利息等継続的な債務の給付を内容とする契約に基づいて決算期までに提供された債務に対する未払額
未払法人税等	法人税、住民税及び事業税の未払額
繰延税金負債	税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、次の各号に掲げるものをいう 1 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連するもの 2 特定の資産又は負債に関連しないもので決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
未成工事受入金	引渡しを完了していない工事についての請負代金の受入高。ただし、長期の未成工事の受入金で工事進行基準によって完成工事高に含めたものを除く。
預り金	営業取引に基づいて発生した預り金で決算期後1年以内に返済されるもの又は返済されると認められるもの
前受収益	前受利息、前受賃貸料等
・・・引当金	修繕引当金、完成工事補償引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。)

<p>〔 修繕引当金 完成工事補償引当金 役員賞与引当金 その他 固定負債 社債 長期借入金 長期繰延税金負債 ・・・引当金 (退職給付引当金 負のれん その他 【純資産の部】 株主資本 資本金 新株申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 ・・・積立金 (準備金) 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 評価・換算差額 その他有価証券評価 差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 新株予約権</p>	<p>完成工事高として計上した工事に係る機械等の修繕に対する引当金 引渡しを完了した工事に係るかし担保に対する引当金 決算日後の株主総会において支給が決定される役員賞与に対する引当金(実質的に確定債務である場合を除く。) 営業外支払手形等決算期後1年以内に支払又は返済されると認められるもので他の流動負債科目に属さないもの 会社法(平成18年法律第86号)第2条第23号の規定によるもの(償還期限が1年以内に到来するものは、流動負債の部に記載すること。) 流動負債に記載された短期借入金以外の借入金 税効果会計の適用により負債として計上される金額のうち、流動負債の繰延税金負債として記載されたもの以外のもの 退職給付引当金等の引当金(その設定目的を示す名称を付した科目をもって記載すること。) 従業員の退職給付に対する引当金 合併、事業譲渡等により取得した事業の取得原価が、取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額を下回る場合の不足額 長期未払金等1年を超える負債で他の固定負債科目に属さないもの 会社法第445条第1項及び第2項、第448条並びに第450条の規定によるもの 申込期日経過後における新株式の申込証拠金 会社法第445条第3項及び第4項、第447条並びに第451条の規定によるもの 資本剰余金のうち、資本金及び資本準備金の取り崩しによって生ずる剰余金や自己株式の処分差益など資本準備金以外のもの 会社法第445条第4項及び第451条の規定によるもの 株主総会又は取締役会の決議により設定されるもの 利益剰余金のうち、利益準備金及び・・・積立金(準備金)以外のもの 会社が所有する自社の発行済株式 申込期日経過後における自己株式の申込証拠金 時価のあるその他有価証券を期末日時価により評価替えることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額 繰延ヘッジ処理が適用されるデリバティブ等を評価替えることにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額 土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)に基づき事業用土地の再評価を行ったことにより生じた差額から税効果相当額を控除した残額 会社法第2条第21号の規定によるものから同法第255条第1項に定める自己新株予約権の額を控除した残額</p>
--	--

損益計算書

科目	摘要
<p>売上高 完成工事高 兼業事業売上高 売上原価</p>	<p>工事が完成し、その引渡し完了したものについての最終総請負高(請負高の全部又は一部が確定しないものについては、見積計上による請負高)及び長期の未成工事を工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額。ただし、税抜方式を採用する場合は取引に係る消費税額及び地方消費税額を除く。 なお、共同企業体により施工した工事については、共同企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を計上する。 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合における当該事業の売上高</p>

完成工事原価	完成工事高として計上したものに对应する工事原価
兼業事業売上原価	兼業事業売上高として計上したものに对应する兼業事業の売上原価
売上総利益 (売上総損失)	売上高から売上原価を控除した額
完成工事総利益 (完成工事総損失)	完成工事高から完成工事原価を控除した額
兼業事業総利益 (兼業事業総損失)	兼業事業売上高から兼業事業売上原価を控除した額
販売費及び一般管理費	
役員報酬	取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬(役員賞与引当金繰入額を含む。)
従業員給料手当	本店及び支店の従業員等に対する給料、諸手当及び賞与(賞与引当金繰入額を含む。)
退職金	役員及び従業員に対する退職金(退職年金掛金を含む。) ただし、退職給付に係る会計基準を適用する場合には、退職金以外の退職給付費用等の適当な科目により記載すること。なお、いずれの場合においても異常なものを除く。
法定福利費	健康保険、厚生年金保険、労働保険等の保険料の事業主負担額及び児童手当拠出金
福利厚生費	慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生等に要する費用
修繕維持費	建物、機械、装置等の修繕維持費及び倉庫物品の管理費等
事務用品費	事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費
通信交通費	通信費、交通費及び旅費
動力用水光熱費	電力、水道、ガス等の費用
調査研究費	技術研究、開発等の費用
広告宣伝費	広告、公告又は宣伝に要する費用
貸倒引当金繰入額	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引に基づいて発生した受取手形、完成工事未収入金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。
交際費	得意先、来客等の接待費、慶弔見舞及び中元歳暮品代等
寄付金	社会福祉団体等に対する寄付
地代家賃	事務所、寮、社宅等の借地借家料
減価償却費	減価償却資産に対する償却額
開発費償却	繰延資産に計上した開発費の償却額
租税公課	事業税(利益に関連する金額を課税標準として課されるものを除く。)、事業所税、不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占有料、身体障害者雇用納付金等の公課
保険料	火災保険その他の損害保険料
雑費	社内打ち合わせ等の費用、諸団体会費並びに他の販売費及び一般管理費の科目に属さない費用
営業利益 (営業損失)	売上総利益(売上総損失)から販売費及び一般管理費を控除した額
営業外収益	
受取利息配当金	次の受取利息、有価証券利息及び受取配当金をいう。
受取利息	預金利息及び未収入金、貸付金等に対する利息。ただし、有価証券利息に属するものを除く。
有価証券利息	公社債等の利息及びこれに準ずるもの
受取配当金	株式利益配当金(投資信託収益分配金、みなし配当を含む。)
その他	受取利息配当金以外の営業外収益で次のものをいう
有価証券売却益	売買目的の株式、公社債等の売却による利益
雑収入	他の営業外収益科目に属さないもの
営業外費用	
支払利息	次の支払利息及び社債利息をいう
支払利息割引料	借入金利息等
社債利息	社債及び新株予約権付社債の支払利息
貸倒引当金繰入額	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒引当金繰入額。ただし、異常なものを除く。
貸倒損失	営業取引以外の取引に基づいて発生した貸付金等の債権に対する貸倒損失。ただし、異常なものを除く。

その他	支払利息，貸倒引当金繰入額及び貸倒損失以外の営業外費用で次のものをいう
創立費償却	繰延資産に計上した創立費の償却額
開業費償却	繰延資産に計上した開業費の償却額
株式交付費	繰延資産に計上した株式交付費の償却額
社債発行費償却	繰延資産に計上した社債発行費の償却額
有価証券売却損	売買目的の株式，公社債等の売却による損失
有価証券評価損	会社計算規則第5条第3項第1号及び同条第6項の規定により時価を付した場合に生ずる有価証券の評価損
雑支出	他の営業外費用科目に属さないもの
経常利益 (経常損失)	営業利益(営業損失)に営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額
特別利益	
前期損益修正益	前期以前に計上された損益の修正による利益。ただし，金額が重要でないもの又は每期経常的に発生するものは，経常利益(経常損失)に含めることができる。
その他	固定資産売却益，投資有価証券売却益，財産受贈益等異常な利益。ただし，金額が重要でないもの又は每期経常的に発生するものは，経常利益(経常損失)に含めることができる。
特別損失	
前期損益修正損	前期以前に計上された損益の修正による損失。ただし，金額が重要でないもの又は每期経常的に発生するものは，経常利益(経常損失)に含めることができる。
その他	固定資産売却損，減損損失，災害による損失，投資有価証券売却損，固定資産圧縮記帳損，異常な原因によるたな卸資産評価損，損害賠償金等異常な損失。ただし，金額が重要でないもの又は每期経常的に発生するものは，経常利益(経常損失)に含めることができる。
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	経常利益(経常損失)に特別利益の合計額と特別損失の合計額を加減した額
法人税，住民税及び事業税	当該事業年度の税引前当期純利益に対する法人税等(法人税，住民税及び利益に関する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。)の額並びに法人税等の更正，決定等による納付税額及び還付税額
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税，住民税及び事業税の調整額
当期純利益 (当期純損失)	税引前当期純利益(税引前当期純損失)から法人税，住民税及び事業税を控除し，法人税等調整額を加減した額とする。

完成工事原価報告書

科目	摘要
材 料 費	工事のために直接購入した素材，半製品，製品，材料貯蔵品勘定等から振り替えられた材料費(仮設材料の損耗額等を含む。)
労 務 費	工事に従事した直接雇用の作業員に対する賃金，給料及び手当等。工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものは，労務費に含めて記載することができる。
(うち労務外注費)	労務費のうち，工種・工程別等の工事の完成を約する契約でその大部分が労務費であるものに基づく支払額
外 注 費	工種・工程別等の工事について素材，半製品，製品等を作業とともに提供し，これを完成することを約する契約に基づく支払額。ただし，労務費に含めたものを除く。
経 費	完成工事について発生し，又は負担すべき材料費，労務費及び外注費以外の費用で，動力用水光熱費，機械等経費，設計費，労務管理費，租税公課，地代家賃，保険料，従業員給料手当，退職金，法定福利費，福利厚生費，事務用品費，通信交通費，交際費，補償費，雑費，出張所等経費配賦額等のもの
(うち人件費)	経費のうち従業員給料手当，退職金，法定福利費及び福利厚生費

様式第十七号（第四条、第十条、第十九条の四関係）

（用紙A4）

株主資本等変動計算書

自 平成19年 4月 1日

至 平成20年 3月31日

（会社名） 茨城建設（株）

千円

	株主資本								評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計	
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金			評価・ 換算差 額等 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		任意 積立金	繰越 利益 剰余金								
前期末残高	40,000				5,000	25,000	18,864	48,864		88,864					88,864
当期変動額															
新株の発行															
剰余金の配当							3,800	3,800		3,800					3,800
当期純利益							22,918	22,918		22,918					22,918
自己株式の処分															
任意積立金の積立						5,000	5,000								
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）															
当期変動額合計						5,000	14,118	19,118		19,118					19,118
当期末残高	40,000				5,000	30,000	32,982	67,982		107,982					107,982

記載要領

- 1 株主資本等変動計算書は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌し、純資産の部の変動の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載すること。
- 2 勘定科目の分類は、国土交通大臣が定めるところによること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。
- 4 その他利益剰余金については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（変動事由ごとの金額）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、その他利益剰余金の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 5 評価・換算差額等については、その内訳科目の前期末残高、当期変動額（当期変動額については主な変動事由にその金額を表示する場合には、変動事由ごとの金額を含む。）及び当期末残高を株主資本等変動計算書に記載することに代えて、注記により開示することができる。この場合には、評価・換算差額等の前期末残高、当期変動額及び当期末残高の各合計額を株主資本等変動計算書に記載する。
- 6 各合計額の記載は省略することができる。
- 7 株主資本の各項目の変動事由及びその金額の記載は、概ね貸借対照表における表示の順序による。
- 8 株主資本の各項目の変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 当期純利益又は当期純損失
 - (2) 新株の発行又は自己株式の処分
 - (3) 剰余金（その他資本剰余金又はその他利益剰余金）の配当
 - (4) 自己株式の取得
 - (5) 自己株式の消却
 - (6) 企業結合（合併、会社分割、株式交換、株式移転など）による増加又は分割型の会社分割による減少
 - (7) 株主資本の計数の変動
 - 資本金から準備金又は剰余金への振替
 - 準備金から資本金又は剰余金への振替
 - 剰余金から資本金又は準備金への振替
 - 剰余金の内訳科目間の振替
- 9 剰余金の配当については、剰余金の変動事由として当期変動額に表示する。
- 10 税効果会計を適用する最初の事業年度については、その期首に繰延税金資産に記載すべき金額と繰延税金負債に記載すべき金額とがある場合には、その差額を「過年度税効果調整額」として繰越利益剰余金の当期変動額に表示する。
- 11 新株の発行の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生し、新株の発行により増加すべき資本金又は資本準備金と同額の資本金又は資本準備金の額を減少させた場合には、変動事由の表示方法として、以下のいずれかの方法により記載するものとする。
 - (1) 新株の発行として、資本金又は資本準備金の額の増加を記載し、また、株主資本の計数の変動手続き（資本金又は資本準備金の額の減少に伴うその他資本剰余金の額の増加）として、資本金又は資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加を記載する方法。
 - (2) 新株の発行として、直接、その他資本剰余金の額の増加を記載する方法。
企業結合の効力発生日に資本金又は資本準備金の額の減少の効力が発生した場合についても同様に扱う。
- 12 株主資本以外の各項目の当期変動額は、純額で表示するが、主な変動事由及びその金額を表示することができる。当該表示は、変動事由又は金額の重要性などを勘案し、事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
- 13 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、以下の方法を事業年度ごとに、また、項目ごとに選択することができる。
 - (1) 株主資本等変動計算書に主な変動事由及びその金額を表示する方法
 - (2) 株主資本等変動計算書に当期変動額を純額で記載し、主な変動事由及びその金額を注記により開示する方法
- 14 株主資本以外の各項目の主な変動事由及びその金額を表示する場合、当該変動事由には、例えば以下のものが含まれる。
 - (1) 評価・換算差額等
 - その他有価証券評価差額金
 - その他有価証券の売却又は減損処理による増減
 - 純資産の部に直接計上されたその他有価証券評価差額金の増減
 - 繰延ヘッジ損益
 - ヘッジ対象の損益認識又はヘッジ会計の終了による増減
 - 純資産の部に直接計上された繰延ヘッジ損益の増減
 - (2) 新株予約権
 - 新株予約権の発行
 - 新株予約権の取得
 - 新株予約権の行使
 - 新株予約権の失効
 - 自己新株予約権の消却
 - 自己新株予約権の処分
- 15 株主資本以外の各項目のうち、その他有価証券評価差額金について、主な変動事由及びその金額を表示する場合、時価評価の対象となるその他有価証券の売却又は減損処理による増減は、原則として、以下のいずれかの方法により計算する。
 - (1) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額に税効果を調整した後の額を表示する方法
 - (2) 損益計算書に計上されたその他有価証券の売却損益等の額を表示する方法
この場合、評価・換算差額等に対する税効果の額を、別の変動事由として表示する。また、当該税効果の額の表示は、評価・換算差額等の内訳項目ごとに行う方法、その他有価証券評価差額金を含む評価・換算差額等に対する税効果の額の合計による方法のいずれによることもできる。また、繰延ヘッジ損益についても同様に扱う。
なお、税効果の調整の方法としては、例えば、評価・換算差額等の増減があった事業年度の法定実効税率を使用する方法や繰延税金資産の回収可能性を考慮した税率を使用する方法などがある。
- 16 持分会社である場合においては、「株主資本等変動計算書」とあるのは「社員資本等変動計算書」と、「株主資本」とあるのは「社員資本」として記載する。

注 記 表
 自 平成19年 4月 1日
 至 平成20年 3月 31日

（会社名） 茨城建設（株）

注

- 1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況
 - 2 重要な会計方針
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券**
 - ア 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法で処理,売却原価は移動平均法で算定)
 - イ 時価のないもの 移動平均法による原価法
 - 販売用不動産
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 有形固定資産 建物については定額法,その他の資産は定率法**
 - 無形固定資産 定額法**
 - (3) 引当金の計上基準
 - 貸倒引当金の計上基準**
 - 一般債権については法人税法の規定による法定繰入率,その他の債権については個々の債権の回収可能性を勘案して計上している。
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - 工事収益の計上基準**
 - すべての工事について工事完成基準を適用している。
 - (5) 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
 - 税抜方式**
 - (6) その他貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表作成のための基本となる重要な事項
- 3 貸借対照表関係
 - (1) 担保に供している資産及び担保付債務
 - 担保に供している資産の内容及びその金額
 - 担保に係る債務の金額
 - (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務等の内容及び金額
 - 受取手形割引高 , 千円**
 - (3) 関係会社に対する短期金銭債権及び長期金銭債権並びに短期金銭債務及び長期金銭債務
 - (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権及び金銭債務
 - (5) 親会社株式の各表示区分別の金額

4 損益計算書関係

- (1) 工事進行基準による完成工事高
 - (2) 「売上高」のうち関係会社に対する部分
 - (3) 「売上原価」のうち関係会社からの仕入高
 - (4) 関係会社との営業取引以外の取引高
 - (5) 研究開発費の総額（会計監査人を設置している会社に限る。）
- 5 株主資本等変動計算書関係
 - (1) 事業年度末日における発行済株式の種類及び数
 - 普通株式 株**
 - (2) 事業年度末日における自己株式の種類及び数
 - 普通株式 株**
 - (3) 剰余金の配当
 - 2007年9月25日定時株主総会
 - ア 配当総額 , 円
 - イ 一株あたりの配当額 円
 - ウ 配当原資 利益剰余金
 - (4) 事業年度末において発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - 無し
 - 6 税効果会計
 - 7 リースにより使用する固定資産
 - 8 関連当事者との取引

取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	科目	期末残高(千円)

但し、会計監査人を設置している会社は以下の様式により記載する。

(1) 取引の内容

属性	会社等の名称又は氏名	議決権の所有(被所有)割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高(千円)

- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針
 - (3) 取引条件の変更の内容及び変更が貸借対照表、損益計算書に与える影響の内容
- 9 一株当たり情報
 - (1) 一株当たりの純資産額
 - (2) 一株当たりの当期純利益又は当期純損失
 - 10 重要な後発事象
 - 11 連結配当規制適用の有無
 - 12 その他

記載要領

1 記載を要する注記は、以下の通りとする。

	株 式 会 社			持分会社
	会計監査人 設置会社	会計監査人なし		
		公開会社	株式譲渡 制限会社	
1 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる 事象又は状況		×	×	×
2 重要な会計方針				
3 貸借対照表関係			×	×
4 損益計算書関係			×	×
5 株主資本等変動計算書関係				×
6 税効果会計			×	×
7 リースにより使用する固定資産			×	×
8 関連当事者との取引			×	×
9 一株当たり情報			×	×
10 重要な後発事象			×	×
11 連結配当規制適用の有無		×	×	×
12 その他				

【凡例】 …記載要、×…記載不要

2 注記事項は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の適当な場所に記載することができる。この場合、注記表の当該部分への記載は要しない。

3 記載すべき金額は、注9を除き千円単位をもって表示すること。

ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは「百万円」として記載すること。

4 注に掲げる事項で該当事項がない場合においては、「該当なし」と記載すること。

5 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにして記載する。

6 注に掲げる事項の記載に当たっては、以下の要領に従って記載する。

注1 事業年度の末日において財務指標の悪化の傾向、重要な債務の不履行等財政破綻の可能性その他会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、当該事象又は状況が存在する旨及びその内容、重要な疑義の存在の有無、当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画、当該重要な疑義の影響の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表への反映の有無を記載する。

注2 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表に与えている影響の内容を、表示方法を変更したときは、その内容を追加して記載する。重要性の乏しい変更は、記載を要しない。

(5) 税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものを記載する。ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

注3

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務は、勘定科目別に記載する。

(2) 保証債務、手形遊及債務、損害賠償義務等（負債の部に計上したものを除く。）の種類別に総額を記載する。

(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(4) 総額を記載するものとし、取締役、監査役及び執行役別の金額は記載することを要しない。

(5) 貸借対照表に区分掲記している場合は、記載を要しない。

注4

(1) 工事進行基準を採用していない場合は、記載を要しない。

(2) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(3) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

(4) 総額を記載するものとし、関係会社別の金額は記載することを要しない。

注5

(3) 事業年度中に行った剰余金の配当（事業年度末日後に行う剰余金の配当のうち、剰余金の配当を受ける者を定めるための会社法第124条第1項に規定する基準日が事業年度中のものを含む。）について、配当を実施した回ごとに、決議機関、配当総額、一株当たりの配当額、基準日及び効力発生日について記載する。

注6 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因を定性的に記載する。

注7 ファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。）の借

主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。)の借主である株式会社が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない重要な固定資産について、定性的に記載する。

「重要な固定資産」とは、リース資産全体に重要性があり、かつ、リース資産の中に基幹設備が含まれている場合の当該基幹設備をいう。リース資産全体の重要性の判断基準は、当期支払リース料の当期支払リース料と当期減価償却費との合計に対する割合についておおむね1割程度とする。

ただし、資産の部に計上するものは、この限りでない。

注8 「関連当事者」とは、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第140条第4項に定める者をいい、記載に当たっては、関連当事者ごとに記載する。重要性の乏しい取引については記載を要しない。

(1) 関連当事者との取引のうち以下の取引は記載を要しない。

一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引

取締役、執行役、会計参与又は監査役に対する報酬等の給付

その他、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な取引

注11 会社計算規則第186条第4号に規定する配当規制を適用する場合に、その旨を記載する。

注12 注1から注11に掲げた事項のほか、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を記載する。

附属明細表
平成20年3月31日現在

1 完成工事未収入金の詳細
相手先別内訳

相手先	金額
省	10,500,000
A 建設	4,300,000
B 不動産	3,100,000
その他	9,800,000
計	27,700,000

滞留状況

発生時	完成工事未収入金
当期計上分	35,000,000
前期以前計上分	4,000,000
計	39,000,000

2 短期貸付金明細表

相手先	金額
A 不動産	1,500,000
B 開発工業	950,000
計	2,450,000

3 長期貸付金明細表

相手先	金額
A 組合	3,500,000
B 不動産	1,750,000
その他	3,430,000
計	8,680,000

4 関係会社貸付金明細表

（単位 千円）

	関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要		
						使途	担保	返済期限
短期貸付金	A 興業	500,000	-	500,000	-	運転資金	なし	平成20年3月
	B 開発興業	-	150,000	-	150,000	設備資金	土地	平成20年12月
	小計	500,000	150,000	500,000	150,000	-	-	-
長期貸付金	A 建物	350,000	230,000	140,000	440,000	設備資金	土地	平成22年3月
	B 解体工事	80,000	130,000	110,000	100,000	長期運転	なし	平成22年3月
	小計	430,000	360,000	250,000	540,000	-	-	-
計	930,000	510,000	750,000	690,000	-	-	-	

5 関係会社有価証券明細表

株	銘柄	一株の金額 (円)	期首残高			当期増加額		当期減少額		期末残高			摘要
			株式数 (株)	取得価額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	株式数 (株)	金額 (千円)	株式数 (株)	金額 (千円)	株式数 (株)	取得価額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	
式	A工務店	500	100,000	50,000	50,000	-	-	20,000	10,000	80,000	40,000	40,000	子会社
	B解体工事	50,000	2,000	100,000	100,000	800	40,000	-	-	2,800	140,000	140,000	"
	計	-	102,000	150,000	150,000	800	40,000	20,000	10,000	82,800	180,000	180,000	-
社債	銘柄	期首残高			当期増加額	当期減少額	期末残高			摘要			
		取得価額	貸借対照表計上額	取得価額			貸借対照表計上額						
有価証券の	A興業	15,000	15,000	-	-	15,000	15,000	子会社					
	B開発興業	13,500	13,500	-	5,000	8,500	8,500	"					
	計	28,500	28,500	-	5,000	23,500	23,500	-					
有価証券の	A不動産	8,500	8,500	-	-	8,500	8,500	関連会社					
	Bビル	7,000	7,000	-	3,000	4,000	4,000	"					
	計	15,500	15,500	-	3,000	12,500	12,500	-					

6 関係会社出資金明細表

（単位 千円）

関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
A 建築	450,000	-	-	450,000	子会社
B 開発興業	230,000	-	-	230,000	"
計	680,000	-	-	680,000	-

7 短期借入金明細表

（単位 千円）

借入先	金額	返済期日	摘要	
			使途	担保
A 銀行	1,500,000	平成20年12月19日	運転	なし
B 銀行	800,000	平成20年7月31日	"	"
計	2,300,000	-	-	-

8 長期借入金明細表

（単位 千円）

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要		
A 銀行	(100,000) 500,000	(50,000) 250,000	100,000	(150,000) 650,000	長期 運転	土地	平成22年3月
B 銀行	(70,000) 350,000	-	70,000	(70,000) 280,000	"	"	平成21年3月
C 銀行	-	(50,000) 150,000	-	(50,000) 150,000	"	なし	平成20年12月
計	(170,000) 850,000	(100,000) 400,000	170,000	(270,000) 1,080,000	-	-	-

9 関係会社借入金明細表

(単位 千円)

	関係会社名	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要		
						用途	担保	返済期限
短期借入金	A 不動産	400,000	-	400,000	-	運転資金	なし	平成20年3月
	B 建築	250,000	100,000	250,000	100,000	"	"	平成20年12月
	C 興業	-	130,000	-	130,000	運転資金	"	平成20年12月
	小計	650,000	230,000	650,000	230,000	-	-	-
長期借入金	A 開発興業	320,000	270,000	110,000	480,000	長期運転	なし	平成22年3月
	B 工務店	170,000	-	60,000	110,000	"	"	平成22年3月
	C 倶楽部	90,000	120,000	30,000	180,000	設備資金	"	平成23年3月
	小計	580,000	390,000	200,000	770,000	-	-	-
計	1,230,000	620,000	850,000	1,000,000	-	-	-	

10 保証債務明細表

(単位 千円)

相手先	金額
A開発	6,800,000
B不動産	4,300,000
Cリース	3,100,000
計	14,200,000

記載要領

第1 一般的事項

- 「親会社」とは、会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号に定める会社をいい、「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める会社をいう。
- 「関連会社」とは、会社計算規則(平成18年財務省令第13号)第2条第3項第19号に定める会社をいう。
- 「関係会社」とは、会社計算規則第2条第3項第23号に定める会社をいう。
- 証券取引法第24条の規定により、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない者については、附属明細表の4、5、6及び9の記載を省略することができる。この場合、同条の規定により提出された有価証券報告書に記載された連結貸借対照表の写しを添付しなければならない。
- 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
ただし、会社法第2条第6号に規定する大会社にあっては、百万円単位をもって表示することができる。この場合、「千円」とあるのは、「百万円」として記載すること。

第2 個別事項

1 完成工事未収入金の詳細

- 別記様式第十五号による貸借対照表(以下単に「貸借対照表」という。)の流動資産の完成工事未収入金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- 滞留状況については、当期計上分(1年未満)及び前期以前計上分(一年以上)に分け、各々の合計額を記載すること。

2 短期貸付金明細表

- 貸借対照表の流動資産の短期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

3 長期貸付金明細表

- 貸借対照表の固定資産の長期貸付金について、その主な相手先及び相手先ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。
- 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。
- 関係会社に対するものはまとめて記載することができる。

4 関係会社貸付金明細表

- 貸借対照表の短期貸付金、長期貸付金その他資産に含まれる関係会社貸付金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。
- 関係会社貸付金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- 摘要の欄には、貸付の条件(返済期限(分割返済条件のある場合にはその条件)及び担保物件の種類)について記載すること。重要な貸付金で無利息又は特別の条件による利率が約定さ

- れているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の関係会社について契約口数が多数ある場合には、関係会社別に一括し、担保及び返済期限について要約して記載することができる。
- 5 関係会社有価証券明細表
- (1) 貸借対照表の有価証券、流動資産の「その他」、投資有価証券、関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社有価証券について、その銘柄及び銘柄ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 当該有価証券の発行会社について、附属明細表提出会社との関係(親会社、子会社等の関係)を摘要欄に記載すること。
- (3) 社債の銘柄は、「何会社物上担保付社債」のように記載すること。なお、新株予約権が付与されている場合には、その旨を付記すること。
- (4) 取得価額及び貸借対照表計上額については、その算定の基準とした評価基準及び評価方法を摘要欄に記載すること。ただし、評価基準及び評価方法が別記様式第17号の2による注記表(以下単に「注記表」という。)の2により記載されている場合には、その記載を省略することができる。
- (5) 当期増加額及び当期減少額がともない場合には、期首残高、当期増加額及び当期減少額の各欄を省略した様式に記載することができる。この場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- (6) 一の会社の有価証券の総額と当該関係会社に対する債権の総額との合計額が附属明細表提出会社の資産の総額の100分の1を超える場合、一の関係会社に対する債務の総額が附属明細表提出会社の負債及び資本の合計額が100分の1を超える場合又は一の関係会社に対する売上高が附属明細表提出会社の売上額の総額の100分の20を超える場合には、当該関係会社の発行済株式の総数に対する所有割合、社債の未償還残高その他当該関係会社との関係内容(例えば、役員の兼任、資金援助、営業上の取引、設備の賃貸借等の関係内容)を注記すること。
- (7) 株式のうち、会社法第308条第1項の規定により議決権を有しないものについては、その旨を摘要欄に記載すること。
- 6 関係会社出資金明細表
- (1) 貸借対照表の関係会社株式・関係会社出資金及び投資その他の資産の「その他」に含まれる関係会社出資金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 出資金額の重要なものについては、出資の条件(1口の出資金額、出資口数、譲渡制限等の諸条件)を摘要欄に記載すること。
- (3) 本表に記載されている会社であって、第2の5の(6)に定められた会社と同一の条件のものがある場合には、当該関係会社に対してはこれに準じて注記すること。
- 7 短期借入金明細表
- (1) 貸借対照表の流動負債の短期借入金について、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されている場合を除き、まとめて記載することができる。
- (2) 設備資金と運転資金に分けて記載すること。
- (3) 摘要の欄には、資金使途、借入の条件(担保、無利息の場合にはその旨、特別の利率が約定されている場合には当該利率)等について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、返済期限、資金使途及び借入の条件について要約して記載することができる。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。

- 8 長期借入金明細表
- (1) 貸借対照表の固定負債の長期借入金及び契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについて、その借入先及び借入先ごとの額を記載すること。ただし、比較的借入額が少額なものについては、無利息又は特別な利率が約定されているものを除き、まとめて記載することができる。
- (2) 契約期間が1年を超える借入金で最終の返済期限が1年内に到来するもの又は最終の返済期限が1年後に到来するもののうち1年内の分割返済予定額で貸借対照表において流動負債として掲げられているものについては、当期減少額として記載せず、期末残高に含めて記載すること。この場合においては、期末残高欄に内書(括弧書)として記載し、その旨を注記すること。
- (3) 摘要の欄には、借入金の使途及び借入の条件(返済期限(分割返済条件のある場合にはその条件)及び担保物件の種類)について記載すること。重要な借入金で無利息又は特別な条件による利率が約定されているものについては、その旨及び当該利率について記載すること。
- (4) 同一の借入先について契約口数が多数ある場合には、借入先別に一括し、使途、担保及び返済期限について要約して記載することができる。この場合においては、借入先別に一括されたすべての借入金について当該貸借対照表日以後3年間における1年ごとの返済予定額を注記すること。
- (5) 関係会社からのものはまとめて記載することができる。
- 9 関係会社借入金明細表
- (1) 貸借対照表の短期借入金、長期借入金その他負債に含まれる関係会社借入金について、その関係会社名及び関係会社ごとの額を記載すること。ただし、当該科目の額が資産総額の100分の1以下である時は記載を省略することができる。
- (2) 関係会社借入金は貸借対照表の勘定科目ごとに区別して記載し、親会社、子会社、関連会社及びその他の関係会社について各々の合計額を記載すること。
- (3) 短期借入金については、第2の7の(3)及び(4)に準じて記載し、長期借入金については、第2の8の(2)、(3)及び(4)に準じて記載すること。
- 10 保証債務明細表
- (1) 注記表の3の(2)の保証債務額について、その相手先及び相手先ごとの額を記載すること。
- (2) 注記表の3の(2)において、相手先及び相手先事の額が記載されている時は記載を省略することができる。
- (3) 同一の相手先について契約口数が多数ある場合には、相手先別に一括して記載することができる。

(個人)

様式第十八号(第四条、第十条、第十九条の四関係)

(用紙A4)

貸借対照表

平成20年12月31日現在

(商号又は名称) 鈴木商店

資 産 の 部

流 動 資 産	千円
現金預金	11,147
受取手形	2,916
完成工事未収入金	2,927
有価証券	400
未成工事支出金	3,494
材料貯蔵品	2,700
その他	331
貸倒引当金	
流動資産合計	23,915
固 定 資 産	
建物・構築物	415
機械・運搬具	5,115
工具器具・備品	1,559
土地	3,085
建設仮勘定	
破産債権、更生債権等	
その他	
固定資産合計	10,175
資産合計	34,090

負 債 の 部

流 動 負 債	
支払手形	2,012
工事未払金	2,724
短期借入金	2,735
未払金	1,342
未払消費税	413
未成工事受入金	1,911
預り金	48
引当金	
その他	168
流動負債合計	11,353

固 定 負 債

長期借入金	5,625
その他	
固定負債合計	5,625
負債合計	16,979

純 資 産 の 部

期首資本金	14,171
事業主借勘定	471
事業主貸勘定	2,434
事業主利益	4,903
純資産合計	17,111
負債純資産合計	34,090

注 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法
税抜処理方式

記載要領

- 1 貸借対照表は、財産の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
 - 2 下記以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 期首資本金 前期末の資本合計
 事業主借勘定 事業主が事業外資金から事業のために借りたもの
 事業主貸勘定 事業主が営業の資金から家事費等に充当したもの
 事業主利益(事業主損失) 損益計算書の事業主利益(事業主損失)
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
 - 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
 - 5 「流動資産」、「有形固定資産」、「無形固定資産」、「投資その他の資産」、「流動負債」、「固定負債」に属する科目の掲記が「その他」のみである場合においては、科目の記載を要しない。
 - 6 流動資産の「その他」又は固定資産の「その他」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、当該資産を明示する科目をもって記載すること。
 - 7 記載要領6は、負債の部の記載に準用する。
 - 8 「・・・引当金」には、完成工事補償引当金その他の当該引当金の設定科目を示す名称を付した科目をもって掲記すること。
 - 9 注は、税抜方式及び税込方式のうち貸借対照表及び損益計算書の作成に当たって採用したものをいう。
ただし、経営状況分析申請書又は経営規模等評価申請書に添付する場合には、税抜方式を採用すること。

損益計算書

自 平成20年1月1日

至 平成20年12月31日

(商号又は名称) 鈴木商店

千円

完成工事高	70,832	
完成工事原価		
材料費	17,636	
労務費	15,096	
(うち労務外注費)		
外注費	13,610	
経費	14,442	60,785
完成工事総利益(完成工事総損失)	10,046	
販売費及び一般管理費		
従業員給料手当	1,110	
退職金	887	
法定福利費	240	
福利厚生費	279	
維持修繕費	470	
事務用品費	214	
通信交通費	52	
動力用水光熱費	147	
広告宣伝費	91	
交際費	561	
寄付金		
地代家賃	149	
減価償却費	210	
租税公課	424	
保険料	137	
雑費	206	5,182
営業利益(営業損失)	4,864	
営業外収益		
受取利息配当金	209	
その他	70	279
営業外費用		
支払利息	240	
その他		240
事業主利益(事業主損失)	4,903	

注 工事進行基準による「完成工事高」

記載要領

- 1 損益計算書は、損益の状態を正確に判断することができるよう明りょうに記載すること。
- 2 「事業主利益(事業主損失)」以外の勘定科目の分類は、法人の勘定科目の分類によること。
- 3 記載すべき金額は、千円単位をもって表示すること。
- 4 金額の記載に当たって有効数字がない場合においては、科目の名称の記載を要しない。
- 5 建設業以外の事業(以下「兼業事業」という。)を併せて営む場合において兼業事業における売上高が総売上高の10分の1を超えるときは、兼業事業の売上高及び売上原価を建設業と区分して表示すること。
- 6 「雑費」に属する費用で、「販売費及び一般管理費」の総額の10分の1を超えるものについては、それぞれ当該費用を明示する科目を用いて掲記すること。
- 7 記載要領6は、営業外収益の「その他」に属する収益及び営業外費用の「その他」に属する費用の記載に準用する。
- 8 注は、工事進行基準による完成工事高が完成工事高の総額の10分の1を超える場合に記載すること。

第20号 営業の沿革

様式第二十号（第四条関係）

（用紙A4）

営 業 の 沿 革

創業は事業（建設業以外の業を含む）を開始した年月日等を記入する。

創業以後の沿革	昭和54年 10月 1日	茨城建設株式会社(資本金1000万円) 創業
	平成元年 9月 15日	資本金の増資(資本金 3000万円)
	6年 4月 1日	つくば営業所開設
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の登録及び許可の状況	昭和60年 5月 1日	茨城建設株式会社 茨城県知事許可 特定 第55555号(土木, 建築工事業)
	平成2年 7月 1日	業種追加 (板金工事業)
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

賞罰	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	
	年 月 日	

建設業の行政処分及び行政罰はもちろんのこと、その他の賞罰についても記載するものとし、該当がなければ「なし」と記入する。

記載要領

- 「創業以後の沿革」の欄は、創業、商号又は名称の変更、組織の変更、合併又は分割、資本金額の変更、営業の休止、営業の再開等を記載すること。
- 「建設業の登録及び許可の状況」の欄は、建設業の最初の登録及び許可等（更新を除く。）について記載すること。
- 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

第20号の2 所属建設業者団体

未加入の場合は「なし」と記入して提出する。

様式第二十号の二（第四条関係）

所 属 建 設 業 者 団 体

(用紙A4)

団 体 の 名 称	所 属 年 月 日
<p>なし</p> <p>法第27条の37の規定に基づき、国土交通省又は都道府県に届出を行っている団体（茨城県の場合、(社)茨城県建設業協会、(社)茨城県電設業協会、(社)茨城県造園業協会、(社)茨城県空調衛生工事業協会）を記載する。</p>	

記載要領


「団体の名称」の欄には、法第27条の37に規定する建設業者の団体の名称を記載すること。

第20号の3 主要取引金融機関名

様式第二十号の三（第四条関係）

（用紙A4）

主 要 取 引 金 融 機 関 名

政府関係金融機関	普通銀行 長期信用銀行	株式会社商工組合中央金庫 信用金庫・信用協同組合	その他の金融機関
 <div data-bbox="271 616 683 705" style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>独立行政法人住宅金融支援機構，株式会社日本政策金融公庫，株式会社日本政策投資銀行等について記載する。</p> </div>	<p>銀行××支店</p>		

記載要領

- 1 「政府関係金融機関」の欄は、独立行政法人住宅金融支援機構、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行等について記載すること。
- 2 各金融機関とも、本所、本店、支所、支店、営業所、出張所等の区別まで記載すること。
（例 銀行 支店）

第22号の2 変更届出書(第2面)

(第2面)

営業しようとする建設業,従たる営業所の所在地の変更,従たる営業所の新設・廃止以外の場合,第2面の提出は不要

区分 8 1 2 (2. 営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更)

大臣コード

許可番号 8 2 0 8 **国土交通大臣 茨城県** 知事 許可(般特 - 20) 第 0 5 5 5 5 号 平成 2 0 年 0 5 月 1 0 日

3. 従たる営業所の新設 4. 従たる営業所の廃止

許可年月日

【営業しようとする建設業、従たる営業所の所在地の変更、新設、廃止に関する入力事項】

(主たる営業所)

営業しようとする建設業 8 3

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

3 5 10 15 20 25 30

変更前

(1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 8 4

フリガナ **ツクバエイギョウシヨ**

3 5 10 15 20 25 30 35

つくば営業所

23 25 30 35

従たる営業所の名称を変更する場合は、「3. 従たる営業所の新設」により、変更後の名称で当該営業所を追加し、「4. 従たる営業所の廃止」により、変更前の名称の営業所を廃止する。

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5

都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地 8 6

1 0 0 0

23 25 30 35 40

郵便番号 8 7 **3 0 5 - 9 9 9 9** 電話番号 _____

営業しようとする建設業 8 8

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

3 5 10 15 20 25 30

変更前

(1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 8 4

フリガナ _____

3 5 10 15 20 25 30 35 40

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5

都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7 _____ 電話番号 _____

営業しようとする建設業 8 8

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

3 5 10 15 20 25 30

変更前

(1. 一般) (2. 特定)

(従たる営業所)

従たる営業所の名称 8 4

フリガナ _____

3 5 10 15 20 25 30 35 40

内容

従たる営業所の所在地市区町村コード 8 5

都道府県名 _____ 市区町村名 _____

従たる営業所の所在地 8 6

郵便番号 8 7 _____ 電話番号 _____

営業しようとする建設業 8 8

土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゆ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清

3 5 10 15 20 25 30

変更前

(1. 一般) (2. 特定)

記載要領

- 1 (1)から(7)までの事項については、該当するものの番号を で囲むこと。
- 2 「地方整備局長 北海道開発局長 知事」、 「国土交通大臣 知事」、 及び「般 特」については不要のものを消すこと。
- 3 「届出者」の欄は、この変更届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 □ □ □ □で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。数字を記入する場合は、例えば□ □ 1 2のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えばA 建設工業のように左詰めで記入すること。
- 5 3 6「許可番号」の欄の「大臣 知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（110頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
 また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば0 0 1 2 3 4又は0 1月0 1日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
 なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 「変更前」及び「変更後」の欄は、届出事項について変更に係る部分を対比させて記載すること。
- 7 「変更年月日」の欄は、実際に変更の行われた年月日を記載すること。
- 8 届出の内容が、主たる営業所若しくは従たる営業所において営業しようとする建設業又は従たる営業所の名称若しくは所在地に係る変更、従たる営業所の新設若しくは廃止以外の場合には、第二面の提出を要しない。
- 9 3 7「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。
 なお、株式会社等法人の種類を表す文字についてはフリガナは記入しないこと。
- 10 3 8「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いること。
 (例 (株) A 建設
 B 建設 (有) □)

種類	略号
株式会社	(株)
特例有限会社	(有)
合名会社	(名)
合資会社	(資)
合同会社	(合)
協同組合	(同)
協業組合	(業)
企業組合	(企)

- 11 3 9「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に1カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えばギ又はパのように1文字として扱うこと。
- 12 4 0「代表者又は個人の氏名」の欄は、届出者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に1カラム空けて記入すること。

13 4 1「主たる営業所の所在地市区町村コード」及び8 5「従たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、下表により、営業所の所在する市区町村の該当するコードを記入すること。

「都道府県名」及び「市区町村名」には、それぞれ営業所の所在する都道府県名及び市区町村名を記載すること。

08201	水戸市	08221	ひたちなか市	東茨城郡		結城郡	
08202	日立市	08222	鹿嶋市	08302	茨城町	08521	八千代町
08203	土浦市	08223	潮来市	08309	大洗町		
08204	古河市	08224	守谷市	08310	城里町	猿島郡	
08205	石岡市	08225	常陸大宮市			08542	五霞町
08207	結城市	08226	那珂市	那珂郡		08546	境町
08208	龍ヶ崎市	08227	筑西市	08341	東海村		
08210	下妻市	08228	坂東市			北相馬郡	
08211	常総市	08229	稲敷市	久慈郡		08564	利根町
08212	常陸太田市	08230	かすみがうら市	08364	大子町		
08214	高萩市	08231	桜川市				
08215	北茨城市	08232	神栖市	稲敷郡			
08216	笠間市	08233	行方市	08442	美浦村		
08217	取手市	08234	鉾田市	08443	阿見町		
08219	牛久市	08235	つくばみらい市	08447	河内町		
08220	つくば市	08236	小美玉市				

14 4 2「主たる営業所の所在地」及び8 6「従たる営業所の所在地」の欄は、13により記入した市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」については - (ハイフン) を用いて、例えば 2 - 1 - 1 3 のように記入すること。

15 4 3及び8 7のうち「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれ - (ハイフン) で区切り、例えば 0 3 - 5 2 5 3 - 8 1 1 1 のように左詰めで記入すること。

16 4 4「資本金額の欄は、届出者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあつては資本金額を、それ以外の法人にあつては出資総額を記入し、届出者が個人の場合には記入しないこと。

17 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に回答できる者の氏名、電話番号等を記載すること。

18 8 1区分の欄は、次の分類に従い、該当する数字をカラムに記入すること。

「2.営業しようとする建設業又は従たる営業所の所在地の変更」・・・

既に許可を受けて営む建設業の種類を変更する場合及び従たる営業所の所在地を変更する場合

「3.従たる営業所の新設」・・・新たに従たる営業所を追加する場合

「4.従たる営業所の廃止」・・・従たる営業所を廃止する場合

なお、従たる営業所の名称を変更する場合には、「3.従たる営業所の新設」により変更後の名称で当該営業所を追加するとともに、「4.従たる営業所の廃止」により変更前の名称の当該営業所を廃止すること。

19 8 3及び8 8「営業しようとする建設業」の欄は、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の () 内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事(土)	鋼構造物工事(鋼)	熱絶縁工事(絶)
建築一式工事(建)	鉄筋工事(筋)	電気通信工事(通)
大工工事(大)	ほ装工事(ほ)	造園工事(園)
左官工事(左)	しゅんせつ工事(しゅ)	さく井工事(井)
とび・土工・コンクリート工事(と)	板金工事(板)	建具工事(具)
石工事業(石)	ガラス工事(ガ)	水道施設工事(水)
屋根工事(屋)	塗装工事(塗)	消防施設工事(消)
電気工事(電)	防水工事(防)	清掃施設工事(清)
管工事(管)	内装仕上工事(内)	
タイル・れんが・ブロック工事業(タ)	機械器具設置工事(機)	

20 届出の内容が従たる営業所の所在地、電話番号、営業しようとする建設業の変更の場合においては、8 4「従たる営業所の名称」の欄に変更のある営業所の名称を記入するとともに、「内容」欄の変更する項目に変更後の内容を記入すること。

記載要領

- 1 この届出書は次の場合に、それぞれの場合ごとに作成すること。
 - (1) 法第7条第1号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(1)」を で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (2) 許可を受けている一部の業種を廃業したことにより、当該業種に係る経營業務の管理責任者を削除した場合
この場合、「(2)」を で囲むとともに、**5** **2**「氏名」及び「生年月日」の欄に記入すること。
 - (3) 法第7条第2号又は法第15条第2号に掲げる基準を満たさなくなった場合
この場合、「(3)」を で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (4) 許可を受けている一部の業種の廃業、営業所の廃止等のため、専任の技術者を削除した場合
この場合、「(4)」を で囲むとともに、**5** **3**「氏名」及び「生年月日」、「営業所の名称」並びに「建設工事の種類」の欄に記入すること。
 - (5) 法第8条第1号及び第7号から第11号までに規定する欠格要件に該当するに至った場合
この場合、「(5)」を で囲むとともに、「具体的事由」の欄に記入すること。
- 2 「 地方整備局長 「国土交通大臣 及び「般 については不要のものを消すこと。
北海道開発局長 知事」, 知事」, 特」
- 3 「届出者」の欄は、この届出書により届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 4 で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 5 **5** **1**「許可番号」の欄の「大臣 知事」コードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（110頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば**0** **0** **1** **2** **3** **4**又は**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 **5** **2**及び**5** **3**「氏名」の欄は、姓と名の間に1カラム空けて、例えば**建 設** **〇** **大 郎**のように左詰めで文字をカラムに記入すること。
また、「生年月日」の欄は、「元号」のカラムに略号を記入するとともに、例えば**0** **1**月**0** **1**日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
- 7 「建設工事の種類」の欄は、届け出た技術者が専任の技術者となっていた建設業に係る建設工事について、次の表の（ ）内に示された略号で記載すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ほ装工事（ほ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事業（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事（機）	

変更届出書

平成 21 年 7 月 20 日

許可年月日 平成 20 年 5 月 10 日

~~地方整備局長~~
茨城県 知事

殿

許可番号

~~国土交通大臣~~
茨城県 知事

許可(般特-20)第 55555 号

所在地 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 - 6

商号又は名称 茨城建設株式会社

代表者氏名 代表取締役 茨城 太郎 印

事業年度(第 18 期 20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日まで)が終了したので、別添のとおり、下記の書類を提出します。

記

(1)工事経歴書 (2)工事施工金額 (3)貸借対照表及び損益計算書 (4)株主資本等変動計算書及び注記表

(5)事業報告書 (6)附属明細表 (7)法人税納付済額証明書 (8)所得税納付済額証明書

大臣許可で個人の場合

(9)事業税納付済額証明書 (10)使用人数 (11)建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の一覧表

大臣許可で法人の場合

(12)国家資格者等・監理技術者一覧表 (13)定款

特例有限会社を除く株式会社の場合

資本金が 1 億円を超え、又は貸借対照表の負債合計が 2 0 0 億円以上の株式会社の場合

記載要領

1. 「地方整備局長」 「国土交通大臣」
知事」 , 知事」 については、不要のものを消すこと。
2. (1)から(13)までの事項については、該当するものの番号を でかこむこと。

記載要領

- 1 「地方整備局長」「国土交通大臣知事」、及び「北海道開発局長知事」、及び「一般特」については不要のものを消すこと。
- 2 「届出者」の欄は、この廃業届により廃業等の届出をしようとする者（以下「届出者」という。）の他にこの届出書を作成した者がある場合には、届出者に加え、その者の氏名も併記し、押印すること。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付すること。
- 3 □□□□で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、1カラムに1文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入すること。
- 4 [5][4]「届出の区分」の欄は、許可を受けている全部の業種の廃業の場合は「1」を、許可を受けている一部の業種の廃業の場合には「2」をカラムに記入すること。
- 5 [5][5]「許可番号」の欄のコードの欄は、現在許可を受けている行政庁について別表（一）（110頁）の分類に従い、該当するコードを記入すること。
 また、「許可番号」及び「許可年月日」の欄は、例えば[0][0][1][2][3][4]又は[0][1]月[0][1]日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「0」を記入すること。
 なお、現在2以上の建設業の許可を受けている場合で許可年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入すること。
- 6 [5][6]「廃止した建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業が一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を、次の表の（ ）内に示された略号のカラムに記入すること。

土木一式工事（土）	鋼構造物工事（鋼）	熱絶縁工事（絶）
建築一式工事（建）	鉄筋工事（筋）	電気通信工事（通）
大工工事（大）	ぼ装工事（ぼ）	造園工事（園）
左官工事（左）	しゅんせつ工事（しゅ）	さく井工事（井）
とび・土工・コンクリート工事（と）	板金工事（板）	建具工事（具）
石工事業（石）	ガラス工事（ガ）	水道施設工事（水）
屋根工事（屋）	塗装工事（塗）	消防施設工事（消）
電気工事（電）	防水工事（防）	清掃施設工事（清）
管工事（管）	内装仕上工事（内）	
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事（機）	

- 7 [5][7]「届出時に許可を受けている建設業」の欄は、この届出書により廃止を届け出る建設業を含め、許可を受けている建設業のすべてについて、6と同じ要領で記入すること。
- 8 太線の枠内には記入しないこと。
- 9 【備考】の欄は、(1)から(5)までの廃業等の理由のうち、該当するものを で囲むこと。

別表(1)

0 0	国土交通大臣	1 2	千葉県知事	2 4	三重県知事	3 6	徳島県知事
0 1	北海道知事	1 3	東京都知事	2 5	滋賀県知事	3 7	香川県知事
0 2	青森県知事	1 4	神奈川県知事	2 6	京都府知事	3 8	愛媛県知事
0 3	岩手県知事	1 5	新潟県知事	2 7	大阪府知事	3 9	高知県知事
0 4	宮城県知事	1 6	富山県知事	2 8	兵庫県知事	4 0	福岡県知事
0 5	秋田県知事	1 7	石川県知事	2 9	奈良県知事	4 1	佐賀県知事
0 6	山形県知事	1 8	福井県知事	3 0	和歌山県知事	4 2	長崎県知事
0 7	福島県知事	1 9	山梨県知事	3 1	鳥取県知事	4 3	熊本県知事
0 8	茨城県知事	2 0	長野県知事	3 2	島根県知事	4 4	大分県知事
0 9	栃木県知事	2 1	岐阜県知事	3 3	岡山県知事	4 5	宮崎県知事
1 0	群馬県知事	2 2	静岡県知事	3 4	広島県知事	4 6	鹿児島県知事
1 1	埼玉県知事	2 3	愛知県知事	3 5	山口県知事	4 7	沖縄県知事

別表(二) 有資格コード一覧〔一般建設業〕

(注)「1」...法第7条第2号イ該当 「4」...法第7条第2号ロ該当 「7」...法第7条第2号ハ該当

コード	資格区分	建設業の種類																															
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清				
01	法第7条第2号イ該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1					
02	法第7条第2号ロ該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					
建設業法「技術検定」	合格証明書	11	1級 建設機械施工技士	7		7						7																					
		12	2級 建設機械施工技士(第1種~第6種)	7		7							7																				
		13	1級 土木施工管理技士	7		7	7				7	7	7				7												7				
		14	2級 土木施工管理技士(土木)	7		7	7				7	7	7																7				
		15	2級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装)														7																
		16	2級 土木施工管理技士(薬液注入)				7																										
		20	1級 建築施工管理技士	7	7	7	7	7	7		7	7	7			7	7	7	7	7	7		7				7						
		21	2級 建築施工管理技士(建築)	7																													
		22	2級 建築施工管理技士(躯体)		7		7				7	7	7																				
		23	2級 建築施工管理技士(仕上げ)		7	7		7	7		7					7	7	7	7	7	7		7					7					
		27	1級 電気工事施工管理技士							7																							
		28	2級 電気工事施工管理技士							7																							
		29	1級 管工事施工管理技士								7																						
		30	2級 管工事施工管理技士								7																						
		33	1級 造園施工管理技士																												7		
		34	2級 造園施工管理技士																												7		
「建築士試験」	建築士法 免許証	37	1級 建築士	7	7			7		7	7								7														
		38	2級 建築士	7	7			7		7										7													
		39	木造建築士		7																												
技術士法「技術士試験」	登録証	41	建設・総合技術監理(建設)	7		7		7				7	7															7					
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(同左)	7		7		7		7		7	7	7															7				
		43	農業「農業土木」・総合技術監理(同左)	7		7																											
		44	電気電子・総合技術監理(同左)							7																				7			
		45	機械・総合技術監理(同左)																			7											
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(同左)								7											7											
		47	上下水道・総合技術監理(同左)								7																				7		
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(同左)								7																				7	7	
		49	水産「水産土木」・総合技術監理(同左)	7		7										7																	
		50	森林「林業」・総合技術監理(同左)																												7		
		51	森林「森林土木」・総合技術監理(同左)	7		7																									7		
		52	衛生工学・総合技術監理(同左)								7																						
53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理(同左)								7																					7			
54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理(同左)								7																					7	7		

	コード	資格区分	建設業の種類																														
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清			
電気工事士法 「電気工事士試験」 電気事業法 「電気主任技術者 国家試験等」	免状	55	第1種 電気工事士							7																							
		56	第2種 電気工事士 【3年】							7																							
		58	電気主任技術者（1種，2種，3種）【5年】							7																							
電気通信事業法 「電気通信主任技術者 試験」	資格者証	59	電気通信主任技術者 【5年】																		7												
水道法 「給水装置工事主任技術者 試験」	資格者証	65	給水装置工事主任技術者 【1年】							7																							
消防法 「消防設備士試験」	免状	68	甲種消防設備士																										7				
		69	乙種消防設備士																										7				
職業能力開発促進法 「技能検定」	合格証書	71	建築大工		7																												
		72	左官			7																											
		73	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工				7																										
		66	ウェルポイント施工				7																										
		74	空気調和設備配管・冷凍空気調和機器施工							7																							
		75	給排水衛生設備配管							7																							
		76	配管（注1）・配管工							7																							
		77	タイル張り・タイル張り工									7																					
		78	築炉・築炉工・れんが積み									7																					
		79	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工					7				7																					
		80	石工・石材施工・石積み					7																									
		81	鉄工（注2）・製罐										7																				
		82	鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											7																			
		83	工場板金															7															
		84	建築板金・板金工・板金（注4）						7									7															
		85	板金・板金工・打出し板金															7															
		86	かわらぶき・スレート施工						7																								
		87	ガラス施工																7														
		等級区分が 2級の場合は、 合格後3年 以上の実務 経験を要 する。ただ し、平成16 年3月31 日時点で合 格していた 者は実務経 験1年以上	88	塗装・木工塗装・木工塗装工															7														
			89	建築塗装・建築塗装工																7													
			90	金属塗装・金属塗装工																	7												
			91	噴霧塗装																		7											
			67	路面標示施工																			7										
			92	畳製作・畳工																				7									
93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																						7										
94	熱絶縁施工																						7										
95	建具製作・木工（注5）・カーテンウォール施工・サッシ施工																												7				
96	造園																								7								

	コード	資格区分	建設業の種類																										
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消
	97	防水施工																	7										
	98	さく井																							7				
	61	地すべり防止工事 【1年】				7																			7				
	62	建築設備士 【1年】							7	7																			
	63	計装 【1年】							7	7																			
その他	99	建設業法施行規則第7条の3の第1号，第2号 (上記コード11～98に該当するものを除く) 及び第3号該当	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する法令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては，選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正後の鉄工とするものにあつては，選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては，選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは，昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては，選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
- (注5) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては，選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。

別表(二) 有資格コード一覧〔特定建設業〕

(注)「2」...法第7条第2号イ及び法第15条第2号ロ該当 「6」...法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)
 「3」...法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上) 「8」...法第7条第2号ハ及び法第15条第2号ロ該当
 「5」...法第7条第2号ロ及び法第15条第2号ロ該当 「9」...法第15条第2号イ該当

コード	資格区分	建設業の種類																														
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	圃	井	具	水	消	清			
01	法第7条第2号イ該当			2	2	2	2	2			2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2				
02	法第7条第2号ロ該当			5	5	5	5	5			5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5				
03	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	3	3						3	3	3	3											3									
04	法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6				
建設業法「技術検定」	合格証明書	11	1級 建設機械施工技士	9			9						9																			
		12	2級 建設機械施工技士(第1種~第6種)				8																									
		13	1級 土木施工管理技士	9			9	9					9	9	9			9										9				
		14	2級 土木施工管理技士(土木)				8	8								8												8				
		15	2級 土木施工管理技士(鋼構造物塗装)																8													
		16	2級 土木施工管理技士(薬液注入)					8																								
		20	1級 建築施工管理技士	9	9	9	9	9				9	9	9			9	9	9	9	9	9	9	9			9					
		21	2級 建築施工管理技士(建築)																													
		22	2級 建築施工管理技士(躯体)				8	8					8	8																		
		23	2級 建築施工管理技士(仕上げ)				8	8		8	8		8				8	8	8	8	8	8	8	8			8					
		27	1級 電気工事施工管理技士								9																					
		28	2級 電気工事施工管理技士																													
		29	1級 管工事施工管理技士									9																				
		30	2級 管工事施工管理技士																													
		33	1級 造園施工管理技士																							9						
		34	2級 造園施工管理技士																													
「建築士試験」	免許証	37	1級 建築士	9	9			9			9	9							9													
		38	2級 建築士			8			8			8								8												
		39	木造建築士			8																										
技術士法「技術士試験」	登録証	41	建設・総合技術監理(建設)	9			9			9			9	9										9								
		42	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(同左)	9			9			9			9	9											9							
		43	農業「農業土木」・総合技術監理(同左)	9			9																									
		44	電気電子・総合技術監理(同左)							9															9							
		45	機械・総合技術監理(同左)																			9										
		46	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(同左)									9											9									
		47	上下水道・総合技術監理(同左)									9																9				
		48	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(同左)									9															9	9				
		49	水産「水産土木」・総合技術監理(同左)	9				9									9															
		50	森林「林業」・総合技術監理(同左)																							9						

	コード	資格区分	建設業の種類																													
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清		
	51	森林「森林土木」・総合技術監理（同左）	9				9																9									
	52	衛生工学・総合技術監理（同左）								9																						
	53	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（同左）								9																		9				
	54	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（同左）								9																		9	9			
電気工事士法 「電気工事士試験」 電気事業法 「電気主任技術者 国家試験等」	免状	55 第1種 電気工事士																														
		56 第2種 電気工事士 【3年】																														
		58 電気主任技術者（1種、2種、3種）【5年】																														
電気通信事業法 「電気通信主任技術者 試験」	資格者証	59 電気通信主任技術者 【5年】																														
水道法 「給水装置工事主任技術者 試験」	免状	65 給水装置工事主任技術者 【1年】																														
消防法 「消防設備士試験」	免状	68 甲種消防設備士																												8		
		69 乙種消防設備士																												8		
職業能力開発促進法 「技能検定」	合格証書	71 建築大工			8																											
		72 左官				8																										
		73 とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工					8																									
		66 ウェルポイント施工					8																									
		74 空気調和設備配管、冷凍空気調和機器施工																														
		75 給排水衛生設備配管																														
		76 配管（注1）・配管工																														
		77 タイル張り・タイル張り工										8																				
		78 築炉・築炉工・れんが積み										8																				
		79 ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工						8				8																				
		80 石工・石材施工・石積み						8																								
		81 鉄工（注2）・製罐																														
		82 鉄筋組立て・鉄筋施工（注3）											8																			
		83 工場板金																	8													
		84 建築板金・板金工・板金（注4）							8										8													
		85 板金・板金工・打出し板金																	8													
		86 かわらぶき・スレート施工							8																							
		87 ガラス施工																		8												
		88 塗装・木工塗装・木工塗装工																		8												
		89 建築塗装・建築塗装工																			8											
90 金属塗装・金属塗装工																			8													
91 噴霧塗装																				8												
67 路面表示施工																			8													
92 畳製作・畳工																					8											

等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年3月31日時点で合格していたものは実務経験1年以上

	コード	資格区分	建設業の種類																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
	93	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工																	8											
	94	熱絶縁施工																			8									
	95	建具製作・建具工・木工(注5)・カーテンウォール施工・サッシ施工																									8			
	96	造園																												
	97	防水施工																	8											
	98	さく井																								8				
	61	地すべり防止工事 【1年】				8																				8				
	62	建築設備士 【1年】																												
	63	計装 【1年】																												
その他	99	建設業法施行規則第7条の3の第1号,第2号(上記コード11~98に該当するものを除く)及び第3号該当		8	8	8	8	8	8		8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8

- (注1) 配管：職業訓練法施行令の一部を改正する法令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限られます。
- (注2) 鉄工：昭和48年改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」とするものに限られます。
- (注3) 鉄筋施工：昭和48年改正政令による改正後の鉄筋施工とするものにあつては、選択科目を「鉄筋施工図作成作業」及び「鉄筋組立作業」とするものの双方に合格した者に限られます。
- (注4) 板金・板金工：屋根工事業の有資格者として認められるのは、昭和48年改正政令による改正後の板金又は板金工とするものにあつては、選択科目を「建築板金作業」とするものに限られます。板金工事業の有資格者となる場合にはこのような選択科目の限定はありません。
- (注5) 木工：昭和48年改正政令による改正後の木工とするものにあつては、選択科目を「建具製作作業」とするものに限られます。